

議員全員協議会会議録

(令和7年1月11日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和7年11月11日(火)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	吉田茂生	副議長	嘉喜山茂
議員	山本美佐	議員	田中純樹
議員	岡雄次	議員	尾崎恵一
議員	池田栄次	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	原田達也	議員	濱本元通
議員	吉村直城		

欠席議員

議員 中野光博

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
係長	山口昌		

説明のため出席した者

町長	中村維伯		
副町長	木原莊二		
教育長	中尾茂樹		
(総務課)			
課長	濱哲也	主幹	小松一恵
課長補佐	近平高宜		
(企画財政課)			
課長	清水雅人		
(企画財政課政策推進室)			
室長	桑原真也		
(商工観光課)			
課長	兵頭重徳	課長補佐	浦川宙
(環境衛生課)			
課長	谷岡誠司	課長補佐	小笠原和樹
課長補佐	坂本涼		
(保健福祉課)			
課長	中川菊子	主幹	越智田耕平
(子育て支援課)			
課長	土居純子	課長補佐	湯浅良彦
主査	猪野大輔		

(高齢者支援課)

課長 大間知 伸一

(学校教育課)

課長 坂 本 一 利 課長補佐 蓬 田 修 平

(消防本部)

消防長 立 花 慶 司

(消防本部庶務課)

課長 守 口 康 夫 主幹 橋 岡 政 明

(西海支所)

支所長 伊 田 光 洋

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 消防救急デジタル無線化事業をめぐる談合に係る調査結果について
- 2 南宇和高校学生寮の建設について
- 3 愛南町児童発達支援センターの設置について
- 4 愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の一部改正について
- 5 町立保育所の現況について
- 6 ふるさと納税の状況について
- 7 愛南町第二期町営浄化槽整備推進事業契約の変更について
- 8 第3次愛南町総合計画 後期基本計画の見直し点について
- 9 愛南町戻りがつお支援金の創設等について
- 10 指定管理候補者の選定について
- 11 愛南町職員の給与に関する条例等の改正について
- 12 愛南町職員の旅費に関する条例等の改正について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 令和8年度当初予算に係る議員提案について
- 3 議会関係例規の一部改正等について
- 4 その他

開 会 9時00分

閉 会 12時17分

○嘉喜山副議長 おはようございます。それでは、ただいまから第17回議員全員協議会を開催いたします。

初めに、議長より御挨拶をいただきます。

○吉田議長 皆さん、おはようございます。忙しい中、また朝早い時間からお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

先に報告を2点。今日、本日、中野議員から欠席届が出ておりますので御報告いたします。

また、来週の19日、五島市の視察研修が入っておりますので御報告しておきます。

本日は12月定例に関わる協議について、執行部のほうから説明がありますので、簡潔に不明な点については質問をしていただいて、迅速に協議会のほうが進みますよう、御協力のほうをお願いいたします。

なお、本日、公務の都合上、途中で私中座しますので、御迷惑かけますが副議長のほうで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○嘉喜山副議長 続きまして、町長、御挨拶をお願いします。

○中村町長 皆様、おはようございます。令和7年第17回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、吉田議長には招集をいただき、また何かと御多忙の中、議員各位には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様も御存じのとおり、去る10月21日、衆参両院の本会議において、自民党の高市早苗総裁が第104代内閣総理大臣に指名され、憲政史上初めての女性首相が誕生いたしました。直後の日経平均株価は、内需株そしてハイテク株を中心に上昇し、最高値を更新するなど、高市内閣への期待の高さがうかがえました。所信表明演説では、日本の未来を切り開く責任を強く自覚する立場から演説を開始し、経済財政政策をはじめ、ガソリン税暫定税率の廃止に言及し、補正予算の早期提出を通じて、国民の暮らしを守ることを力強く表明されました。また、変化を恐れず、果敢に取り組むとの決意を述べられたところです。

本町いたしましては、こうした国の動向や経済対策を注視しつつ、本町に有利となる補助制度や支援策を積極的に活用してまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、今後とも町政推進に一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

さて、本日は12月定例議会に提案予定の案件など、12件の事前報告や説明を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願ひをいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○嘉喜山副議長 それでは、ここからの進行は議長にお願いをいたします。

○吉田議長 それでは早速、議事進行に参りたいと思います。

まず、最初に、消防救急デジタル無線化事業をめぐる談合に係る調査結果について、執行部の説明を求めます。

立花消防長。

○立花消防長 失礼いたします。

消防本部から、消防救急デジタル無線化事業をめぐる談合に係る調査結果について説明をします。

資料1を御覧ください。

本件は、令和7年7月4日開催の第10回の議員全員協議会において再度調査することを回答しておりましたので、調査結果を報告させていただくものです。

初めに、1の聞き取り調査についてですが、飛騨市消防本部と公正取引委員会に、消防救急デジタル無線化事業をめぐる談合対応について、電話により照会をいたしました。飛騨市消防本部への照会の結果は、「当時の裁判記録資料において、飛騨市の欄に丸がついていたと聞い

ているが、当時の職員が全員退職しており、詳細は不明である」との回答がありました。飛騨市消防本部の事案を踏まえ、再度、公正取引委員会第4審査に、愛南町消防本部が該当しなかった理由と関係する資料の提示を依頼いたしましたが、「質問、資料の有無に関して回答はできない。公文書による照会請求にも対応しない」との回答がありました。

次に、2の裁判記録の閲覧についてですが、公正取引委員会への照会の結果を踏まえ、愛南町消防本部の本件への該当の有無を判断するには、富士通ゼネラル排除措置命令取消請求事件の裁判記録別紙4及び地図を確認する必要があることから、裁判記録の閲覧を町顧問弁護士に依頼いたしました。

(2) の閲覧結果についてですが、閲覧日及び閲覧記録等は、①及び②に記載のとおりであります。③の閲覧結果についてですが、別紙4は第1審の判決書に添付されており、判決に引用されている「個別物件に係る基本的事実関係一覧表」であり、別紙4には、平成22年5月から平成26年6月までの間に実施された消防救急デジタル無線機器の入札等の実施状況が記載されておりました。該当する場合は、「本件合意に基づいて納入した物件」の欄に丸が記されておりましたが、愛南町消防本部の欄には何も記載されておりませんでした。なお、飛騨市消防本部については、「本件合意に基づいて納入した物件」の欄に丸と記載されておりました。

次に、「ちず等」についてですが、ちずは消防救急デジタル無線機器についての会合参加5社が作成し、更新していった一覧表であり、裁判の証拠書類としてまとめられたものになります。ちずには愛南町消防本部について談合の記載がなく、ちずに類似した一覧表も裁判の証拠として提出されておりますが、愛南町消防本部に関する記載はありませんでした。談合が成立したものには内容に「済み」などと記載されておりました。

この事件の裁判記録を閲覧した結果、いずれの証拠にも愛南町消防本部について談合の記載がなかったことから、愛南町消防本部が平成25年7月23日に実施した入札について、本件合意に基づいて納入した物件ではないと認定されていることになります。

最後に、3の調査結果についてですが、閲覧結果において、いずれの証拠にも愛南町消防本部について談合の記載がなく、別紙4「個別物件に係る基本的事実関係一覧表」の「本件合意に基づいて納入した物件」の欄についても、愛南町消防本部には丸が記載されていなかったことから、愛南町の当該事業については、本件合意に基づいて納入した物件ではないと認定されていることを確認いたしました。

このことから、本件に関し損害賠償請求、違約金請求は生じないことを報告いたします。

以上で説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑ありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 調査をされたということで、二、三質問させてください。

まず、1ページの別紙4ということなんですけど、その上に書かれている東京地裁、高裁、最高裁の事件記録の別紙4という、失礼、第1審の判決書に添付されている別紙4ということで、私この調査をお願いしたのは第1審、控訴審の供述調書の中に愛南町のことが書かれているのではないかということで、供述調書を調査していただきたかったんですけども、それについてはこの別紙4、まあ第1審の判決書の別紙なんですけど、書かれているんですかね。供述調書とはまた別のものになるんですかね。

それから2点目は、次のちずなんですけれども、これまあ5社の談合の内部記録なんですけれども、愛南町消防本部について談合の記録がなかったということで、これは前にも提示させていただいたみたいに、この記録の中に愛南町消防本部はNECと記載されています。これが契約で入れする直前にNECと書かれておりまして、その直後の契約で富士通ゼネラルに変更した、その経緯も調べていただけたらということをお願いしていたんですが、その点について

は確認していただけたでしょうか。

以上、お願ひします。

○吉田議長 立花消防長。

○立花消防長 お答えさせていただきます。

まず1点目の御質問、供述調書等を確認されたか、別紙4と類似するものなのかというところでございますが、町の顧問弁護士の先生から御報告をいただいている中で、別紙4あるいはちず、それに類似した裁判資料の全て確認を、閲覧をしたということで報告を受けております。

ただ、その中に供述調書というところがあったのかどうかはちょっと確認は取れしておりませんが、いずれにしましても裁判証拠書類については全て町顧問弁護士の先生に閲覧をしていただいた結果を報告させていただきました。

それと、NECから富士通ゼネラルになったというところでございますが、裁判記録に関連します証拠書類、全て確認をしたところ、そのような記載はなかったというところで報告を受けておりますので、そういった事実があったかどうかは不明であります。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 それでは、1についてはこれで終了いたします。

引き続き、第2、南宇和高校学生寮の建設について、執行部の説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 学校教育課から、資料の2、南宇和高校学生寮の建設について御説明をいたします。

1の学生寮建設の目的ですが、町内唯一の高校である南宇和高校の存在は、地域活力の維持や教育面での保護者の経済的負担の軽減、また移住・定住促進に向けた町の大きな財産としても重要な役割を担っていることから、高校の存続は愛南町にとって、将来的な、大きな社会的課題と認識しております。

南宇和高校では近年の少子化による生徒の減少を考慮し、将来的な学校の存続に向け、令和8年度から地域みらい留学制度を活用した生徒の全国募集を行うことを決定しております。このため、県外から入学する生徒の住環境の整備が喫緊の課題となっていることから、町が学生寮を建設し、受入体制を整えて、全国から募集する生徒の増加促進を図ることを目的としております。

次に、2の建設方法の具体的検討についてですが、令和9年4月から県外生徒を受け入れる場合、入寮希望者面接等の諸準備の実施を考慮して、令和8年12月末頃までの完成が必要となります。募集予定人数は初年度10名、2年目10名、3年目以降10から15名程度とし、3学年で定員最大40名を予定しております。(1)の新築または既存施設の改修については、資料の表に記載のとおり、最近、県内で高校の寮を建設した自治体の事例をお示ししております。全て新築で地元の自治体が整備を行い、町営寮として運営をされております。鬼北町については、当初定員14名で始めましたが、県外生徒の増加によりすぐ2棟目の寮を建設し、結果的に8億2,000万円を超える建設費となつておるようです。

他の自治体の事例を踏まえた上で、設計会社の意見を聞きながら、本町で寮を整備しようとした場合の具体的な検討を行いました。

まず、①の新築する場合の懸案ですが、設計会社の見解では、他自治体の事例や現在も高騰が続く建築資材の状況を考慮すると、40名程度を収容する寮の建設には少なくとも8億円以上の事業費を要することが示されました。また、通常の工法で建築しようとする場合、工期に少なくとも6か月程度を要するため、実施設計から入札手続に係る期間を考慮して全体スケジュールを考えると、寮の完成が令和8年12月末までに間に合わない可能性が高いということ

になります。

次に、②閉校施設を改修する場合の懸案についてですが、候補となる閉校施設は高校から比較的近い旧長月小学校を想定しました。設計会社の見解では、建築基準法への対応として記載——資料に記載のとおり、アからオまでの懸案が示されております。避難誘導上の新たに2か所以上の階段の設置が必要であったりとか、確認申請の取り直しが必要になるというようなことが示されております。

次に、建物を改修する際の問題、具体的な問題として、こちらもアからオまで5項目示されておりまして、寮室の換気・採光が必要となること、寮室・浴室・トイレの男女分けが必要となること、水回りのはつり・解体が発生すること、用途変更により設備機器の全体の取替えが必要となること、既存の内装材はアスベスト対応のため全て撤去する必要があることといった課題が示されております。

これらの理由から、閉校施設の改修をしようとする場合、大規模な改修が生じることになります。設計会社によりますと、改修に係る事業費は従来工法で新築する場合と同額程度の費用が見込まれることから、教育委員会としては可能な限り低コストで建築することができ、なおかつ寮としての機能を十分果たすことができる別の方針の検討を行いました。

そこで、既存工法での新築・改修以外で何か建設する手だけはできないかということで、(2)のムービングハウス、移動式木造住宅を、寮としての活用の検討を行いました。ムービングハウスにつきましては、本年4月18日に本町と一般社団法人ムービングハウス協会との間で包括連携協定が結ばれていることもあります、詳細の情報収集を行いました。

ムービングハウスの特徴としては、ムービングハウスは工場で製造する木造の一般住宅で、解体せずに基礎から建物を切り離してクレーンで吊り上げ、トレーラーに乗せて現地まで輸送し、設置後は電気・水道・ガスに接続すればすぐに生活が可能で、これまで西日本豪雨災害（岡山県倉敷市）や北海道胆振東部地震（北海道むかわ町）の応急仮設住宅や北海道鹿追高校学生寮、ニセコ高校学生寮等で使用されている実績があります。また、来年に名古屋市で開催される2026アジア競技大会の選手村としても採用が決まっているそうです。

2つ目に、安全性・居住性です。ムービングハウスはもともと一般の住宅として開発されているため、一般の住宅と同等の耐震性・気密性・防音性などの性能を備えております。ユニットを縦横上下に連結して組み合わせることで、柔軟に間取りや広さを構成する事が可能で、住宅規模の変化に柔軟に対応でき、集合住宅や宿泊施設、店舗、事務所など様々な用途に活用することができます。

3点目の経済性と省エネについてですが、耐用年数は100年がうたわれており、仮に寮としての役割を終えた後は解体せずにそのまま別の場所に移動して、別の用途で災害用住宅や宿泊・飲食施設等として再利用が可能です。再利用できるということは、解体に伴う廃棄物の発生が生じなく、また高気密・高断熱の住宅性能を有することから、冷暖房の負担軽減につながり、省エネで環境負荷が低いことがセールスポイントとなっております。

ムービングハウスの詳細につきましては、別紙資料「ムービングハウスを活用した学生寮実例紹介」を御覧ください。

資料の右下にページ数が振られております。2ページから13ページまでは、学生寮としての活用事例として、北海道栗山高校、鹿追高校、ニセコ高校の事例を、事例が掲載をされております。

また、15ページからは、先ほども少し触れましたムービングハウスの特性やメリットについて掲載しております。御覧になると大体のムービングハウスのイメージがつかめるのではないかと思います。

それでは元の資料にお戻りください。

3の検討結果ですが、令和8年12月末までの寮整備が必要となる中、従来の建築手法では

時間と建設コストがかかることが課題となっております。ムービングハウスは短い工期と低コストでの設置が可能なことに加え、災害時の活用や将来的な移設・用途変更が可能という利点があることから、南宇和高校学生寮はムービングハウス方式を採用する方向で進めたいと考えております。なお、建設候補地につきましては、学校から比較的近い複数の町有地を候補地として検討しております。寮としての諸条件や南宇和高校の意見等も考慮した上で、最終的に決定したいと考えております。

4の建設の方向性ですが、これまで説明させていただいたように、現時点における建設の方向としては、建設方法は新築、ムービングハウスを予定しております。寮の定員は当初20名とし、最大40名を想定しております。寮の概要につきましては、管理棟1棟、宿舎棟2棟、こちらについては男女各1棟ずつ、1棟10名収容で平家を予定しております。

寮の定員につきましては、初年度は20名でスタートし、ムービングハウスの特性を生かすため、生徒の応募状況を見ながら、必要が生じれば二、三年後に寮を増築していく方向をしたいと考えております。財源措置については国の第2世代交付金、補助率2分の1の交付金を活用する予定としております。

なお、本事業の予算については、令和8年度当初予算に計上する予定としております。詳細の事業費や建設予定地等につきましては、速やかに関係者と協議を進めた上で、3月定例議会前の議員全員協議会の場で御説明をさせていただく予定としております。

以上で学校教育課の説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑ありますでしょうか。

池田議員。

○池田議員 ちょっと細かいことなんですが、質問します。

実用事例で、寒冷地の、ほとんど北海道の実用事例なんですが、温暖地での実用事例はないんでしょうか。それと、設置費がどれぐらいに、大体新築と改築の場合の何%ぐらいで済むかということと、それと移動で移築ができるということなんですが、カタログというか資料のほうを見ますと、移動の耐用年数が10年となっているんですが、そこら、その辺はもう10年過ぎたらもう移動・移築は駄目なのかということ、それと、あとは寮の運営体制についてどのような考えられているか、以上、お願ひします。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず実用事例なんですけど、現在聞いているところでは、学生寮、高校の寮として活用されているのは北海道で3事例のみということを聞いております。ですので、北海道以外では、学生寮としては現在まだ活用されていないということです。それ以外に少し申し上げましたが、災害用の応急の仮設住宅としては実用事例があるということと、あと来年度の名古屋で開催されるアジア競技大会の選手村としても活用——採用が決まっているということのようです。

あと、設備費なんですけれども、これは本当、概算の概算ということで御了解いただければと思うんですけど、恐らくさっきも言いましたように、通常の建設、建築方法で、例えば40人規模で想定すると、恐らく今8億円以上は必要であろうと、ほかの自治体の事例を見てもそれぐらいは必要になるということを伺っております。同様に40名規模でこのムービングハウスを整備した場合も恐らく、恐らく5億円台ぐらいではないかと想定をしております。これもどこに、建設場所がどこになるかということとかでも多少は金額も、多少というか大きく変わってくるので何とも言えませんが、恐らく40名定員で建築したとすれば5億円台ぐらいにはなるのではないかとは考えております。

あと、移動の耐用年数が15年ということですかね。ちょっとこの点についてはすみません、私どもも詳細の確認はしておりませんので、またこの事業者のほうにちょっと確認をさせてい

ただきます。ただ、このカタログのほうにもついておりますように、新築した場合で、この建物自体は100年の耐用年数があるということは伺っておりますので、ちょっとそこら辺の差異は確認をさせてください。

あと、4つ目の寮の運営体制の御質問だったかと思います。こちらについてもまだ検討中の段階ではありますが、他の自治体の事例を見ながら、愛南町の実情に合った形で運営体制を敷きたいとは考えておりますが、恐らく仮に寮を造ったとした場合、その寮の宿直者であるとか、あと、よその事例を見るとハウスマスターという形で、ふだん生徒の日常生活であるとか、学習面の指導に当たる人間を複数程度配置している事例がほとんどですので、生徒のそういう学習面とか日常生活の管理とかを考えるとやはりそれぐらいの人員の配置は必要になるのではないかという形で今現在は考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 幾つか質問いたします。

まず、愛南町の高校を存続したいという、愛南町側の理由で始められるということが書いてあるんですけど、ただ来てもらう生徒さんたちにとって、南宇和高校が何が魅力なのかというところ、うちは、うちとしてもどう打ち出し、生徒さんたちにはその魅力を感じて来てほしいというその、何といいますか真ん中に置くべきソフトというかがちょっと見えてこないので、そこを説明してください。

2つ目に予算なんですけれども、建設費は5億円台ということで、国から半分頂いても2億5,000万円町費負担ということになるかと思うんですが、建設費だけではなくてずっと維持費・人件費が要る、要りますよね。維持費はどのぐらいを考えいらっしゃるか。それから人件費、宿直マスターのお話が出たんですけれども、ほかのまち、私も調べたところ、やはり食事をつくってくれる寮母さんなども必要で、その人材がなかなか見つかりにくいという課題もあるようです。その人件費、トータルで幾らぐらいを考えいらっしゃるか。経営主体は町なのか、それとも指定管理にする予定なのか。

また、寮費は幾らぐらいに設定して、町の負担が、を考えているのかどうか。ほかの町を調べるとやはりこの寮費も町が負担、月1万円ずつ、1人当たりしているというような町もあって、年間数百万円から1,000万円ぐらいの負担になるようなところもあるようですね、それもしっかりと教えていただかないといけないと思っています。

それから3つ目に、これ新築の例を列挙されているんですけども、ほかの町で、例えば長浜高校ですと、空き家の活用などもされてきたと聞いています。空き家の活用については検討されたかどうか、していればその内容を教えてください。

それからもう一つ、3月議会、来年度予算に提出する予定ということなんですねけれども、これはいつまでに決定されるんでしょうか。議会と協議というのは3月議会の直前ということなんですけど、それではちょっと、これだけ大きな事業について、簡単過ぎるんじゃないかなと、もっとしっかりと協議をするべきではないかなと。私たちも町民の声をしっかりと聞かないといけないですし、ほかのまちの実例も調べないといけないと思うんですね、責任ある決定をするためには。ですので、決定する時期、それから、かつ、議会との協議をもっと前に、もっと情報をしっかりと出していただいた上で協議する場を設けていただきたい。以上です。その点についてどう考えるか。

以上です。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 初めに南宇和高校の魅力化というかソフトのお話だったかと思います。現在、南宇和高校の魅力化事業ということで、町のほうで予算を組んでいろんな事業をしております。

その一つが南光叶夢センターの設置でありますとか、教育振興協議会に対する補助金の中で海外研修を進めたりであるとか、また生徒に対して通学補助でありますとか、様々な学校の支援、学習支援を行っておる、それも一つの魅力、大きなセールスポイントとなりますし、また南宇和高校は非常に探求事業にしっかりと力を入れておりますので、キャリア教育という面ですばらしい教育をしております。そこらも評価をしていただいておりますが、さらに今後、南宇和高校の魅力化事業の中で、新しいカリキュラムでありますとか、そういった部分、例えば防災教育であるとか、海業とリンクした教育であるとか、そういう部分を町としても高校側としっかりと詰めて、全国から生徒を募集する際の大きなツールにしていきたいと考えております。

続いて2つ目の建設費の件ですが、先ほど議員のほうから5億円、私の説明の中で5億円台ということで、議員のほうからも5億円台というお話をましたが、この5億円というのは40人規模、最大の定員を想定した場合が恐らく5億円台になるでしょうということですので、説明の中で申し上げた当初20人で予定しておりますので、その金額は恐らく、さらに少なくなるであろうということです。

続いて運営のコストなんですけれども、こちらも概算という形にはなるんですけれども、仮に、これまで先進自治体の事例を見ると、寮費として月5万円であるとか4万円、4万円から6万円徴収しているところが多いんですけども、様々な先進自治体の話を聞くと、やはり最近は寮費のマックスは恐らく4万円ぐらいでしょうということは聞いています。どうしても5万円とかになると保護者の負担が大きくなってしまって敬遠されがちだということも聞いておりますので、恐らくうちとしても4万円をめどにちょっと検討はしたいなとは思っているところです。それで、月の寮費4万円で仮に40名定員、40名で話をすると12か月で1,920万円の収入が生じるということになります。

あと支出になりますが、人件費でハウスマスター3名程度、夜間の管理人を2名程度雇うとした場合に、こちらも概算で恐らく1,900万円程度かかるのではないかと考えております。なお、地域おこし協力隊についてはまた国の方から特交のほうで対応されますので、そちらでできるだけ地域おこし協力隊の採用を目指したいと考えております。あと光熱水費、こちらも先進事例を見ると年間400万円程度はかかるということを聞いております。

あと、寮の食費ですね、現在、朝夕の食事は寮のほうで提供していきたいと考えております。そちらについても年間恐らく1,500万円程度はかかるのではないかということで、支出が大体3,900万円ぐらいになるのではないかと考えておりますので、差し引きしたら2,000万円ぐらいの差異が出るんですけども、そちらについては町費のほうで補填するしかないなと考えてはおります。これは愛南町に限らずどこの自治体も同様でございます。

あと経営主体なんですけど、現在のところもう町営ということで、現時点では考えております。

あと空き家の活用について検討はしたのかということではあります、確かにこの地域みらい留学を行っている学校が全国で169校あるんですけども、寮以外ですね、一人暮らしとか下宿とかシェアハウスとかでやっている高校も2割弱ほど全国であるようです。四国についてはもうほとんど、四国で22校の学校がこの全国募集をやっているんですけど、もう四国でいうと、90%ぐらいはもうほとんど寮の整備で対応しております。例えばその空き家を整備、整備ですね、空き家というか古民家も含んでのリフォームしてということではあるんですけど、そうした場合数点クリアすべき課題があるのかなと考えております。

まず安全性についてなんんですけど、やはり空き家は耐震性であるとか、防火であるとか、そういういた断熱性能が不十分な場合が多くて、こちらもリフォームに恐らく多額の費用がかかると思われます。あとやはり同様に維持費、インフラの改修も必要になりますので、維持費がやはり高くかかるということになります。あわせて、例えば今の時代ですのでWi-Fiの設備等が必須になりますので、そういう設備面も必要になると。あと共有スペースであるとか、

学習室であるとか、そういう部屋の整備とかもやはり必要になるのではないかと思っています。

ただ、それと一番やはり問題になるのは、1軒、空き家を1軒改修したとしても、恐らく収容できるのは多くても4名から5名ぐらいの生徒さんになるのではないかということで、どうしても複数のやはり空き家をリフォームする必要が出てきて、こちらについても、その分のコストが非常にかかるということになります。

そして、最大の課題というか、ちょっとそういった点で捉えているのが運営体制です。シェアハウスであるとか下宿みたいな形になると、生活、生徒が生活していく上でやはりいろんなイレギュラーな事態が発生します。例えば夜間に体調が悪くなったり、悪くなって急に病院に行かないといけなくなったあるとか、これよその高校でもあったそうなんですが、突然やっぱり生徒が夜になくなったり、いなくなつてみんなが探しに行ったというような事態とかも、いろんな事態が想定されますので、その際の、緊急対応時の保護者や学校への連絡等はじやあ誰がするのかというような、管理の部分でちょっと課題が出てきます。こうしたものを全て家主の方がやっていただければいいんですけども、仮に対応ができたとしてもそれが1年とか2年ではなくて長期間になりますので、最初の二、三年はそういう部分でも大丈夫なのかもしませんけれども、長期的な視野で見ると、全国募集を長期的に継続していく上で安定的な受入人数の受入れはやはりなかなか困難なのではないかなと考えております。

ただ、地域資源の活用は重要であると考えていますので、生徒の中にはやはり寮は嫌だと、やっぱり一人暮らしもいいというような、そういう点を希望する子供さんもいるかもしれませんので、そういう選択肢も視野に入れてはいきたいと考えておりますので、もし長期間で民間の方が家主になって、子供たちの管理もしっかりとできるというような方がいれば、寮と並行して南宇和高校への進学を希望する生徒のほうに、保護者に情報提供をしていきたいと考えております。

やはり子供を送り出す保護者にとっては遠い、見知らぬ遠い土地でしっかりと食事が取れて、規則的な正しい生活をして、学校で勉強ができるというところが一番保護者としては考えところだと思いますので、そういういろいろな総合的な部分から判断して、今回のこのような寮の建築という方向に至ったということあります。

あと議会のほうにということ、いつまでにということですが、当初予算額を決定しなければなりませんので、もう近いうちにそういう詳細をまとめて、当初予算のほうに計上をしたいと思います。なお、詳細については、先ほども申し上げましたように、2月の全員協議会の中で詳細をお伝えはしたいと現状では考えております。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 では、おっしゃっていただいたことでさらにお聞きしたいんですけど、収支なんですけれども、町営で行うということで差引き年間約2,000万円、支出の超過となるということでおろしいですね。口頭で光熱費幾ら、食費幾ら考えているということを言っていただいたんですけど、やはりそれ資料として出していただけないですかね。議長、その点お願ひいたします。せっかく考えていただいているので、私たちもしっかりと検討しないといけないので、数字を、今おっしゃった数字をデータでください。

これ年間2,000万円、町が支出していくって、かなり大きな支出になってくると思います。ほかの町の現状を聞きますと、やはりこれだけ景気が悪くて、都会で、月4万円で食費も込み、そして光熱費も込みで学校に行けるということで、安いから地方のほうに子供をやるという親も増えてきているということで、その結果、この寮費の未払いの例が出てきているということです。その点について、町としてこの2,000万円では済まなくなってくると思うんですけど、その点についてどうするのかという点についてお聞きします。

それから、高校の魅力という特色をあまりこす、長浜高校のように、水族館でね、全国唯一のというような魅力を打ち出せない学校の場合というのは、やはりいろんな課題を抱えた子供たちがやってくると聞いています。私、来ること自体は、反対は全くしないんですけども、来てもらっていいと思うんですが、歓迎なんですけど、やはり一人一人、そういう、例えばひきこもりとかいろいろな課題を抱えた子供さんが多く来ているということもありますので、やっぱりその子たちに対する、やっぱり人生を預かるわけですから、その子たちに対する対応をどうするかということもしっかりと考えておかないといけないと思います。後手後手で対応していくては子供たちの将来にもいい結果にはならないので、その点についてどのようにお考えかということを2点目、さらにお聞きします。

それから、3つ目に3月議会の前の2月の全協でということなんですけども、これだともう本当にこの3月議会、もう2週間ほど前に、二、三週間前ですか、に決定を聞くという、説明を聞くということになってしまいます。これだけ大きな事業、それから年間2,000万円、少なくとも2,000万円の負担を町民に強いていくということなので、私たちもその場で説明を受けて、そのまま3月議会に臨むというのは非常に不安です。ぜひしっかりと協議の場、町のほうでも、学校教育課のほうでも南宇和高校の意見なども聞くとありますので、その結果も踏まえ、一度しっかりともっと早い時点、例えば1月末ですとかに協議の場を設けていただきたいと考えるんですけども、いかがでしょうか。

以上、3点お願いします。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず収支の点ですが、現在、概算で2,000万円ぐらいは町の持出しができるという御説明をしました。どうしてもこういう町営寮とかを造りますと様々なコスト、人件費や光熱水費のコストがかかるので、そこを寮費でカバーというのはとても難しいというのが現実だと思います。

ただ、この地域みらい留学を通じた経済効果も示されておりまして、これ生徒1人当たりの直接の効果になるんですけど、地方交付税で1人20万円であるとか、当然さっき説明した寮費の徴収、あと生徒の日常的な地元での消費、土日は基本的に寮での食事ではなくて、個人個人が飲食店あるいはコンビニ等で対応していただく予定としておりますし、あと日用品の購入、また保護者が来町する関係で当然その際の食事であるとか宿泊、観光等に落とすお金等も考慮すると、ざっと1人当たり年間で84万円ぐらいを見込んでおります。3年になると252万円です。これが10名になると2,500万円と、1学年で、最初1学年で考えて3年間で2,500万円ということの試算になります。これが3学年になると掛ける3ということになるので、当然2,000万円をペイすることはなかなか難しいかもしれませんけれども、やはり直接効果としてそういう、町に対するそういったようなメリットも生じてくるということを考えております。

また、間接の効果として、これも短期的な視点で見ると、地元生徒の地域間の流出抑制による経済効果であるとか、教職員やコーディネーターの雇用維持・増加による経済効果等も考えられるのではないかと思っております。また、中長期的に見るとやはりこの全国募集をして愛南町に来ていただいた生徒が、また将来的に愛南町に帰ってきて就職してもらうということもできるのではないかと思いますので、できるだけそういった人材を多く輩出したいという方向で考えておりますので、そういった移住・定住でのメリット等も考えられるのではないかということで、総合的に見るとやはり町の今後の施策、政策の中で十分、大きな効果のある施策ではないかと考えてはおります。

あと、課題を抱えた子供さんたちへの対応ということなんですけど、議員がおっしゃられたように、例えばひきこもりとかいろいろ問題のある子供さんもあろうかと思います。その対応についてはさっきも少し触れたんですけど、ハウスマスターを設置する予定しております。

この方については子供たちの寮の中での日常生活のケア、そういった議員が懸案されている部分のケアも含めた対応をしていただく予定となっておりますので、できるだけそういう寄り添った、一人一人に寄り添った対応をしていきたいと思っております。

あと3つ目の議会への説明なんですけれども、3月議会の前の全協では遅いというようなお話をだったんですが、またその議会のほうで、それより前に我々のほうでもし詳しい説明というのであれば、我々のほうとしては対応はしていきたいと思いますので、詳細の日程であるとかはまた協議させていただければと思います。

以上です。

○吉田議長 ありがとうございます。

ほかに質疑ありますか。

尾崎議員はいいんですか。

尾崎議員。どうぞ。

○尾崎議員 ムービングハウス方式の財源措置についてちょっと確認したいんですけども、国の第2世代交付金、補助率2分の1を活用するということではありますが、残りの2分の1について町が全額負担していくのかというところなんですが、南宇和高校は県立高校であるので、やはり県のほうも財政支援の負担の可能性があるのではないかと思うのですが、この点についてお伺いをいたします。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 交付金以外の部分なんですが、基本的にもう町費ということになります。議員のほうから御質問ありました、県立高校であるがということですが、今回——今回というか県立高校については、愛媛県のほうが県立高校の再編基準というのを示しておりまして、その中で1年の、1年当たりの新入学生徒が80名を3年連続で下回ると募集の停止になるということが示されておりますが、これをクリアするには1市町1校に限り、地域の支援が得られれば魅力化推進校としてその規模は縮小されますけれども、学校の存続が可能になるという前提が示されておりますので、基本的に、県のほうから、残念ですけど現状では財政的な支援はないということは聞いております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

石川議員。

○石川議員 そもそもなんですが、令和8年12月完成ということをめどにされとる。もう約1年、短期の中で、これ予算も組んでいかないといかんというような状況になっていることが、私にはちょっと理解できないんですよ。なぜそんなに短期で決めないといかんのかと、そこのまず理由をお聞かせいただけたらと思います。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず、そもそもという御質問でしたけれども、南宇和高校のほうが令和9年度から全国募集の受入れを始めたいという方針が示されましたので、ということは令和8年度、来年度から全国募集を行う必要があるということで、そういうことを勘案、スケジュール的に考えると、やはり令和8年度中の、遅くとも令和8年度中には寮の建設、寮の建設が必要になるということで、逆算してそういうスケジュールをお示しさせていただいておるところです。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 事前に、発表前に、多分町のほうには打診があったんじゃないかななど。こういう形で全国募集を行いますと。その時期はいつ頃だったんですか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 事前に打診といいますか、南宇和高校の魅力化事業を町のほうとしても令和3年度から始めていまして、まず当面はその学習支援となる、支援センターとなる南光叶夢センターであったりとか、そういった部分で、まずはそういう基盤整備を進めて、その後、全国募集のほうにという全体的なスケジュール感であったため、特にこの時期に打診があったとかということではないんですけども、それも高校側と町のほうとで時期を見定めての判断ということになります。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 今の話からすると、県のほうが、南宇和高校が全国募集をするというのを事前に町に連絡もなく発表されたということは、寮も含めてどういう計画だったのかというのが、そもそもこの計画自身が、全国募集をするに当たってですよ、ちょっと疑義があるんじゃないかなというふうに思いますけど、全国募集ということは受入先が必ず必要になってきます。その辺り、県からの何らかの要望というのはなかったんでしょうか。

○吉田議長 中村町長。

○中村町長 まず県からの要望について、私自身が全てを把握しているわけではないんですが、基本的なちょっと考え方として、先ほど課長が話をしましたように、80名を切っていくと、高校として、県として高校の再編の基準をつくっておりますので、南宇和高校が廃止の方向に持っていくかれるという。実際に去年、一昨年はもうちょうど80名でした。去年は何とか87名まで行きましたけど、非常に喫緊の課題であるというふうに私自身も捉えておりますし、愛南町の教育委員会も当然そう捉えておりまし、県とも当然、南宇和高校を存続していくためにどうしたらいいかという協議をずっとしていく中で、早急にやはりこの、中、中でも言ったら、もともと出生している子供が少なくなってきておりますので、そう遠くないうちに、どちらにしても、全員が入学しても80名は切っていくと。全国募集をして、外からも来ていただくということを早急に動いていく必要があるという認識の下で今回動いております。ぜひその認識と一緒に共有していただけると助かります。

もう本当に南宇和高校がなくなったらここで、例えば高校に通うのに、まさか宇和島とか宿毛にみんな行ってくださいという話は私はできません。一日も早く何とかこう、南宇和高校に、当然中の、南宇和、この町内で生まれた子もできるだけ南宇和高校に来てほしいですし、プラスアルファ外からも来ていただくと。そのための条件整備は、県としてはもう人数を切つければ、愛媛県自体は、高校は廃止の方向で持つていけばということに、それは愛媛県も全ての市町の高校に対して、愛媛県がセットすることは難しいですので、愛南町として南宇和高校を残すためにどうするかという、そのような考え方の中で動いております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

石川議員。

○石川議員 私も学生寮を反対しとるわけじゃなくて、短期間に、もうこの計画を進めないといかんというところにかなり違和感がありまして、もし、先ほど同僚議員からも県からの補助ないんかというような話があった中で、県のほうから、全国募集をするに当たって町のほうに何らかの要望があったのであれば補助金をつけてもらうような陳情を、私、運営費の2,000万円の赤字の額もさることながら、これ少しお願いに行かないかんのじやないかなと。そういうことをちょっと考えていますが、そういうお考えはないんでしょうか。

○吉田議長 中村町長。

○中村町長 現時点では県と様々な協議をさせていただきますけど、県が何もしないというふうに考えるのは、例えば今回の寮を造ることに関して、愛南町が様々な、当然、財政的な負担をしますが、愛媛県としては南宇和高校を残していくこと 자체が大きな財政負担を既に続けていくということになります。これはやはり、学校はできるだけ統合して、ある一定の人数にしていけ

ば愛媛県としても財政負担は減っていく。しかし、市町のどうしても残したいという強い思いがあつて、そういうセットをするようであれば、県としてはその高校の存続、高校の存続をするということは、教員も全て愛媛県の職員ですから、全てそこはもう愛媛県が負担をしていく中で、町としてはこういう負担ができるという最大限の努力をしていくと。

じゃあ延ばすんだったらいつまで延ばせばいいのかと、先延ばしですね、私としてはできるだけこれを早く取り組んで、早く様々な、全国に南宇和高校の魅力を発信していって、そのためには金繁委員が言われよったような魅力を、これをいかにつくっていくかもセットで大きな問題にはなってきますが、あくまでもこれは愛南町として南宇和高校を残すためにどうしていくかというのが最優先課題だと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに。

石川議員。

○石川議員 一番恐ろしいのは、ハードができましたと。募集が来ませんという事態を一番心配します。今の收支計画では、40名が来ていただいたときの收支だと思いますが、これ愛南町の南高に、南宇和高校に進学するのが大体6割から65%というのがずっと続いてきていると思いますが、南宇和高校に行っていただけない愛南町出身の高校生の、魅力がないということで南宇和高校に通われないんだと思いますが、その辺り、中学生、卒業されて現役の高校生も含めて、よそに、宇和島や松山に進学された学生の意見というのは総括されて、南宇和高校の魅力化をするためにこういうことが必要やなというところまでは、踏み込んだ調査はされたんでしょうか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 今の質問にありましたような具体的な調査を行っておりませんが、現在、町内の中学生の進学率というのは、南宇和高校への進学率は70%ぐらいです。3年前は64%ぐらいだったんですけど、徐々に徐々に上がってきているということではあります、やはり全体の意見ではないですが、私のほうが一部お話を聞いたところによると、やはり部活動の関係ですね。どうしても強い部活動でやりたいという子供さんは松山のほうの私立高校のほうに行くというような子供さんであったりとか、あとは工業系の、どうしても将来的に工業のほうに行きたいということから、工業系の学校に行きたいというような子供さんもいらっしゃるということは聞いております。

また、進路についてはまた中学校のほうにもちょっとお願いをして、そういった議員がおっしゃられたような詳細なちょっと、仮に町外を希望する際の理由というのはまた調査をしていきたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 まだ質問しますか。

石川議員。

○石川議員 これ早急に、私、もう既にアンケートか何か取ってまとめていらっしゃるのかなとは思ったんですが、これ南宇和高校の魅力化をどうしていくかというのは、この事業にとってすごいキーになるんじゃないかなというふうに思います。全国に募集をかけて、ハードがてきて、できましたから来てくださいということで果たして来ていただけるんだろうかというようちょっと心配もありますので、ぜひ卒業された、町外に、愛南町から出て高校に行かれた方のアンケートを一度取って、愛南町の出身者が8割、9割残っていただけるような方策も取りながらこの事業を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○吉田議長 いや、石川議員、あれですかね、これもう流れは魅力化のほうで進んできている流れの中で、今そこの議論を、ここを議論を今しても、ちょっともう既にスタートしている状況なので、答えられる範囲で、じゃあ。

(発言する者あり)

○吉田議長 いや、スタートというのは、スタートというのは魅力化のスタートですよ。

中村町長。

○中村町長 魅力化をとにかく打ち出していくために、今既にある愛南町の財産ですね、先ほど言いました防災への取組、全国でも小中学校でこれほどの取組をしているところありませんので、それをうまく高校につなげていくことであったり、魚食を含めた海業であったり、そこをうまく発信していくために、現在、教育委員会でも高校とも連携を取りながら様々な取組を進めています。

その上で、議員が今言われるような、どうして町外に行くかというのは、どこまでのそれ、あくまでもこれ個人の選択の自由の部分がありますので、何で外に行ってしまったんという感じの取り方はできませんので、一番大きなのは恐らく部活系が、ある部分のこのスポーツではどうしてもここじゃないと駄目というのが、愛媛県内でも特に私立高校がありますので。ただ、それ以外は極力何とか、南宇和高校に行っても自分が成長できる、そういう環境をいかにくるかが大切ですから、把握の仕方はどういうふうに、アンケートにするかどうかは別にして、そこは極力、把握はしていきたいと思います。

今日も様々な意見もらいましたので、あくまでもこれ喫緊の課題として取り組んでいるということは御理解をいただいた上で、またこちらから、先ほど課長が申しましたように、2月の全協までの段階でも、もう一度、できるだけの様々な資料を集めた中でやり取りをさせていただいたらと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

山本議員。

○山本議員 寮の話ですが、民間の今使っていない介護施設とか、そういうところは検討されたのかどうかと、町外の距離と同じくらいの、同距離から高校に通われている方もいらっしゃると思うんですけど、そういう方を寮に入るとか、そういう考えはあるかどうか、2点お聞きしたいです。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 町内の使われていない介護施設というお話ですけど、介護施設、この介護施設というような捉え方はしていないんですけれども、そこも併せて、さっきも説明したように空き家等、そういう部分も含めて、同等のような捉え方で検討はしておりますので、やはり使われていない介護施設を寮に改修するにしても、古民家であるとか、一般的な空き家を改修するのと同等の、当然、リフォームのコストは生じると捉えておりますので、そちらと同等に考えているということです。

あと、町外、恐らく御質問の意図は宿毛とか旧津島町とかから通われている子供さんをということだと思いますが、これは今後南宇和高校との協議にもなりますが、やはり、当然、部活動等で帰宅が遅くなるといったような事情もあろうかと思いますので、そこは可能な限り対応ができたらいいのではないかとは思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 それでは、2の南宇和高校学生寮の建設についてを終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。15分から再開いたします。

(休憩)

○嘉喜山副議長 それでは、議長出張のため、私が代わりに進行を務めさせていただきます。

続きまして、3番、愛南町児童発達支援センターの設置について、説明を求めます。

中川保健福祉課長、お願いします。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、愛南町児童発達支援センターの設置について、報告いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、保健福祉課では、令和8年4月に、愛南町児童発達支援センターの開設を目指して作業を進めております。設置場所を含めたセンターの方向性については、愛南町児童発達支援センター設置検討ワーキンググループを3回開催し、協議を進めてまいりました。令和7年10月14日に開催した第3回ワーキンググループにおいて、センター設置に関するワーキンググループの意見が取りまとめられております。

また、センターの設置に伴い、町が設置主体である通園デイサービス事業、おれんじくらぶの事業所移転が必要となるため、ワーキンググループでの検討と並行して、移転後の施設整備に関する協議を行いました。その結果、令和7年10月3日付で御荘福祉施設協会より施設整備等に関する要望書が提出されております。

2の事業の概要についてですが、児童発達支援センター設置検討ワーキンググループの意見を踏まえ、設置場所は城辺保健福祉センターとし、その開設に必要な経費を12月補正予算で計上いたします。

3の総合計画との整合性については、第3次愛南町総合計画の政策1「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」、施策1-3「障がい者（児）福祉の充実」、基本事業「児童発達支援の充実」に当たります。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、南予地域に児童発達支援センターは設置されておりません。中予・東予地域では、6市町で11の児童発達支援センターが開設されています。

5の町民参加につきましては、障害の有無や年齢にかかわらず、子供の育ちに関わる様々な立場の町民となります。

6の関係ある法令及び条例ですが、児童発達支援センターについては、児童福祉法第43条において規定されております。また、開設までに愛南町児童発達支援センター設置要綱を制定いたします。

7の事業費につきましては、児童発達支援センター開設準備に必要な経費として、12月補正予算で169万7,000円を計上いたします。財源は一般財源となります。

補正予算の内訳ですが、幼児用トイレ取付工事に39万9,000円、療育に必要なマット等の備品や療育環境整備のためのパーテーションやロッカー等の備品の購入で129万8,000円となります。

将来にわたるコスト計算についてですが、今回は開設のために必要な経費を計上しております。来年度以降はおれんじくらぶへの委託料と運営のための費用を計上することになります。おれんじくらぶの委託料の大部分が人件費となっておりますので、配置する人員について増減がありますが、センター設置による大幅な増額はない見込みです。

以上で説明を終わります。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

金繁議員。

○金繁議員 これ9月の議会で質問したんですけども、分からぬ点がたくさんありますので、たくさん質問させていただきます。

まず1つ目、これ非公開のワーキンググループで会議をされていて、そこで使われた資料も黒塗りのページが何ページもありました。これだけ大きな事業、横連携、縦連携が必要な事業で、非公開で、12月議会に補正というのは、私たち議会にもちゃんとした内容の説明ないまま今日に至っているので、びっくりしているんですけども、公開の協議というのもうしな

いんですか。というのが1点。

次に、この非公開のワーキンググループにどういう団体の誰が入っているのかというのも全部黒塗りでした。関連団体、全て入ってもらっていますか。一部の団体だけに声をかけて、一部の団体には、それ以外の団体には声をかけていないということはないですか。座長はどなたですか。それさえも分からんんですよ。やはり関連団体にはしっかりと声をかけて一緒に協議しないと、後々いろんな問題が生じてくるんじゃないですかね。その点、お聞きします、2点目。

それから3点目、御荘福祉施設協会より施設整備等に関する要望書が提出されたとありますけれども、この要望書の内容、全く資料として添付もされていない。これで私たちは判断できないですよ。要望書を添付してください。

次に、ワーキンググループの意見を踏まえとあるんですけど、これも全く資料として添付されていない。私たちの判断資料として全く足りません。ぜひこのワーキンググループの意見も判断資料として提示してください。

5つ目、おれんじくらぶ、現在、療育施設として仕事していただいているんですけども、これ児童福祉法にのっとって18歳までの方たちを対象としていますよね。でも、9月議会でも確認しましたけれども、この新たに設置する児童発達支援センターは、二十二、三歳までの方を対象にする予定であると。では、この18歳以上、二十二、三歳までの方たちの対応というか、はどういうふうに対応されるんですか。どのようにお考えなんでしょうか。今までと全く同じ、おれんじくらぶさんの体制で対応されるとお考えですか、それとも、もっとほかに人員なり専門家が必要だとお考えですか。

6番目に、予算も非常に小さい169万円で、しかも工事費は40万円足らず、防音施設とかもできないと思います。これで十分な施設ができるんでしょうか。今のおれんじくらぶの施設、新しくてすてきな場所ですけれども、今のおれんじくらぶからこちらの城辺保健センターに引っ越ししていただいて、おれんじくらぶさんにとってどれだけ、もちろん一番は利用者の人たちにとってどんなメリットがあるんですかね、施設として。利用者それからおれんじくらぶさんにとってのメリットを具体的に教えてください。

7つ目に、9月議会でも質問しましたが、特に教育との連携が非常に重要な事業です。これ、お金がないということで、教育委員会内の人員を、マンパワーについては検討するということだったんですけども、それについてはどのように検討されたんでしょうか。

以上、7点お願いします。

○嘉喜山副議長 説明をお願いします。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 お答えします。

まずは非公開で実施している、ワーキングのほうを非公開で実施したことについて、その後、公開はしないのか、公開の協議はしないのかという点ですけれども、その点につきましては、今後、保護者や関係者への説明の中で意見を聞く機会は設けたいと思っております。既に専門的な観点から地域のニーズであるとか、既存の施設との連携につきましては、ワーキングのほうで検討を行っております。その結果、具体的な方向性を確認することができたところで、今後、公の場での協議といったところは予定しておりません。

また、しかし、これからもどういった事業をしたらいいかですか、内容的なところにつきましては、保護者とか関係者の中から意見をまた聞く機会を設けようと考えております。

それから、ワーキングにつきましては、関連団体のほうには、療育を行っている関連団体のほうには声をかけて、参加をしていただいている。座長につきましては、医療機関の代表というところで担っていただいて、御荘診療所の長野先生のほうに担っていただきました。

それから、3点目の御荘福祉施設協会の要望書と、またワーキングの意見についてはまた資

料提供をさせていただこうと思います。主に要望書につきましては、施設整備のことですとか、必要となる備品であるとか、人員体制のことについての要望がなされておりました。一つ一つのことに対して、おれんじくらぶのほうと協議をして、可能な範囲で、どうしても施設整備のところで、今の城辺の保健センターのほうでどうしても工事ができない部分とかもありましたので、そういうところについては御説明をして、御理解をいただいているところです。

それから、5点目の対象につきましては、一応、児童発達支援センターの対象は、国が示す対象については未就学児ですけれども、本町では切れ目ない支援を提供するということで、18歳まで、それから卒業後、就労のところもありますので、少し幅を持たせて、二十二、三歳ということで以前お答えしていたかと思うんですけれども、おれんじくらぶの対象は児童発達支援になりますので、中学生までを対象に行います。それ以外の、療育というところでの支援はないんですけれども、相談ですとか、相談業務、相談部門のところで支援を、就労に至るところ、卒業後までの継続した支援といったところを展開していきたいと考えております。

それから、工事費につきましては、先ほどの御荘施設協会からの要望を基におれんじくらぶと協議を重ねて、必要な部分について盛り込んだ形で今回、補正予算を要求させていただいているところでございます。

それから、おれんじくらぶが城辺保健福祉センターに移転することによる利用者のメリットというところになりますけれども、送り迎えが必要となる事業になりますので、送り迎えをする際に、はまゆう、おれんじくらぶまでの距離がなかなか、送迎が難しいといったところで利用をちゅうちょされる保護者の方もおられますので、そういうところで利用者のアクセスがしやすい場所になるというところのメリットはあろうかと思います。

それから、今後、利用につながる方というのが、改めておれんじくらぶを利用するという、場所的なところ、どういった場所でしているのかとかどういうことをするのかといったところが、その見学、今でありますから保健師等と見学をして、その場所に行って見せてもらうというところで利用につながっているんですけども、健診とか健康相談とか育児相談とかで、日頃使い慣れている施設の中でやっているというところで、保健師の活動やおれんじくらぶの活動が連携して御紹介して利用につなげることができると思っておりますので、そういうところでのメリットはあろうかと思います。

それから、教育との連携につきましては、ワーキングの中で学校関係の方にも入っていただいて御意見を頂いておりました。今後、開設後につきましても、ケース会議であったり、連絡会等の場を持ちまして、連携を引き続きやっていきたいと考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。

再度お聞きします。まず、2つ目の、全ての関連団体に声かけをしたかということなんですけど、じゃあ全ての団体に声かけをしていると。でも来られなかつたのは、その団体の判断で来られなかつたということでおろしいですね。それ1点。

それから、6番目の、失礼、5番目のおれんじくらぶが二十二、三歳まで対応するのか、就労相談まで相談部門として相談を受けるのかということなんんですけど、そこを明言がなかつたようなので、これはおれんじくらぶがするということになるんですかね。誰が就労までの相談部門を担うのかという点を再度お聞きします。

それから、あついです、2点お願ひします。

○嘉喜山副議長 中川課長。

○中川保健福祉課長 ワーキングの全ての関連団体に声をかけてというところなんですけれども、こちらで必要と思う関連団体のほうにはお声かけをして、お声かけをした方々には出席をいただいております。

それから、おれんじくらぶ、児童発達支援センターは就労まで、就労に至るところ辺りまでの支援をしていく施設で考えておりますけれども、おれんじくらぶは児童発達支援を行う療育の施設になりますので、対象は中学生までとなっております。

以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 2点目についてもう一回聞きます。

じゃあ誰が対応するんですか。そして、おれんじくらぶではないとしたら、おれんじくらぶ以外の誰が対応するのかということを、おれんじくらぶさんは認識されていますか、伝えていらっしゃいますか。

○嘉喜山副議長 中川課長。

○中川保健福祉課長 失礼しました。中学生までがおれんじくらぶの対象で、それ以降につきましては、児童発達支援の療育の部分はおれんじくらぶが担います。それで、相談部門になりましたら、相談支援を行うスタッフになりますので、保健師であるとか、言語聴覚士であるとか、相談支援専門医が担うことになっております。そこについては御説明をしておりまし、御理解はいただいていると考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ、次に移ります。

次に、4番目の愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の一部改正について説明を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 子育て支援課から、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の一部改正について御説明いたします。

1、条例改正の目的ですが、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん（あいなんくる）は、子供たちが安心して過ごすことができる居場所の提供、及び将来に向けての豊かな成長と生活力の向上を図ることを目的として設置した児童福祉施設です。令和7年4月より愛南町社会福祉協議会へ運営委託し、放課後の子供たちに安全・安心な居場所を提供するとともに、学習や生活習慣定着の支援、様々な体験活動、地域交流などを通して、子供たちの成長のサポートを実施しております。

活動の様子は、8月の議員全員協議会でも御報告しておりますとおり、学校でも家庭でも塾でもない、子供たちが安心して過ごすことができる第三の居場所として一定の成果を上げております。今後はさらなる児童福祉の推進のため、指定管理者制度を活用した、民間の持つ活力やノウハウ、地域や関係機関とのつながりを取り入れることで、住民サービスの向上、福祉の増進を図りたいと考えております。

また、隣接する御荘夢創造館も併せて指定管理者の指定を行うことで、一体的な管理により児童福祉施策全体の効率化を図りながら、福祉サービスを一層充実させてまいりたいと考えております。

2、条例改正の内容ですが、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例第8条を第12条とし、第7条の後に次の4条を追加いたします。第8条に指定管理者による管理、第9条に指定管理者が行う業務、第10条に原状回復義務、第11条に損害賠償義務の条例を追加いたします。

なお、この一部条例改正は12月議会に上程の予定としております。

以上、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の一部改正についての説明といたします。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

これより質疑をお受けします。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 ないようですので、次に5番、町立保育所の現況について説明を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 続きまして、子育て支援課から、町立保育所の現況について御報告いたします。

近年の人口減少、少子化などを要因として、保育所の入所者数は減少傾向にあります。その中でも、緑保育所については、昨年度から保育所統廃合の基準によりその対象となっていることから、10月20日に緑保育所に関する地域懇談会を開催し、保育所の児童数等の現況や活動状況を説明の上、意見交換を実施しております。現時点では緑保育所の閉所が決定したものではありませんが、現状と今後の課題共有を目的として御報告させていただきます。

なお、本日の資料は地域懇談会で使用した資料と同様の内容です。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

(1) 町内保育所の児童数の推移ですが、現在、愛南町には町立保育所5か所、私立保育所2か所が設置されており、0歳から5歳クラスまで306人の児童をお預かりしております。町内保育所については、それぞれ旧町村で設置された16の保育所が町村合併により愛南町へ引き継がれておりますが、施設の老朽化や入所児童数の減少などの様々な要因から、統廃合を経て現在5つの保育所が運営を行っております。

入所児童数は、平成17年度から多少の増減はあるものの、5歳以下人口に比例して減少が続いている、今年度はほぼ3分の1の入所者数となっております。また、保育所定員に対する入所率は60%となっております。5歳以下の人口、保育所の入所者数とも減少傾向ではありますが、近年は保護者の働き方の多様化等により、5歳以下人口に対する入所率は増加の傾向です。

(2) 令和7年度児童・職員数では、町立保育所の入所児童数は258人で、職員数は111人となっております。御荘保育所、城辺保育所では0歳児保育を実施、また全ての保育所で早出保育、居残り保育を実施しております。年齢に応じて、入所児童数に対して求められる保育士数を確保し、また増加傾向にあります配慮の必要な児童に対応するため、加配保育士の配置を行っております。

(3) 令和7年度当初予算の保育所に係る経費は全体で約7億5,400万円を計上しております。本年度は柏保育所、御荘保育所で大規模改修工事を、一本松保育所では空調新設工事を実施しているため、管理運営費が増額しておりますが、工事費を除く児童1人当たりの運営経費は、保育所の規模に応じて約180から380万円のところ、緑保育所については約1,200万円となっております。保育に係る保育材料費や給食材料費などの単価は全ての保育所で統一されておりますので、この差はおおむね人件費によるものとなります。

裏面、2ページ目です。

(4) 施設の状況ですが、いずれも施設の状況や時期を見て改修を実施し、子供たちにとって安全・安心な保育が行えるよう整備しております。資料にはありませんが、緑保育所では平成16年度に大規模改修工事、平成30年度に屋根防水工事を実施しております。一本松保育所については、個別施設計画により令和12年度の建て替え工事を計画しておりますが、今後も見直しを行いながら整備をしてまいります。

2、緑保育所の活動状況については、今年度は通常保育のほか、以前より緑保育所で実施しております一時保育に併せて、新たに御荘保育所から子育て支援センターこあらを移管することで、早出保育、居残り保育の職員を確保することができております。

令和8年度以降の児童数見込みについては、7月から8月にかけて、緑地区、山出地区、僧

都地区の未就学児を養育する家庭を対象にアンケートを実施し、入所見込みの確認を行いました。緑保育所に在園している家庭も含め、8家庭12人の児童が対象です。アンケートでは、令和8年度の緑保育所の入所予定児童はおおむね1人であり、また将来的な入所の希望も1人となっております。

(2) 緑保育所での保育活動は、少人数であるため、きめ細やかな関わりができるといった利点がある一方で、行事や活動内容を変更するなどの工夫も必要となっております。また、子供同士で関わる経験を確保するため、1つの保育室内で活動しており、様々な場面で保育士が介入し、選別や手配をするなどの課題も見られております。

以上、簡単ですが概要を説明させていただきました。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 緑保育園の現況について、先頃、緑保育園のほうに子育て支援課と町長、副町長もいらっしゃって、地元の方たちの意見を聞いていただいたと伺っています。その中で、町民の方から、やはり緑小学校、まあ確かに人数は減っているんですけども、津波・浸水の危険のない場所であり、指定避難所のまさに隣にある保育所ですので、そういうことを勘案して、人数が減っていることは深刻ではあるんですけども、将来的に、例えば移住者が来たときにどこ地域に優先的に住んでもらえるかという視点からも、やはり総合的に、どこの保育所を残すのかということを考慮していただきたいという意見が出ていました。

ですので、こういう数字を共有していただくことはありがたいんですけども、ぜひ今後、その視点からも加えて検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。横連携も必要となってきますので、その点もお願いします。

○嘉喜山副議長 土居課長。

○土居子育て支援課長 まだ閉所等、統廃合について決定しているわけではないというところで先ほど申し上げましたが、情報共有、課題提供という、課題の共有ということでお話に行かせていただいたところですので、その場ではそういう御意見を頂いて、なかなか移住者を緑地域に、限定的に優先的に紹介することはなかなか難しいところはあるとは思いますが、そういったところも、全体的な移住の政策の中でまた担当各課とも共有しながら検討を進めたいとは考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 限られたにというのは理由がありまして、先ほど言いましたように、災害時のことを考えたときに、非常に、避難所としても大切な地域、町全体のね、を見たときに緑地区、それから一本松もそうですけど、重要であると。それからこれは保育園だけの問題ではなくて、保育園がなくなると必然的に小学校もなくなっていくので、そういう意味で、もう長月もない、なくなってしまいましたので、町としてどこを安全、かつ、災害時のね、安全性、それから移住者という2つの視点からどう考えるのか。町全体として考えるべきではないかという提案です。そういう声が町民の方たちから複数上がっていましたので、今後、御検討いただけたらと思います。

○嘉喜山副議長 町長。

○中村町長 私のほうもその会に出ておりましたので、そのときに頂いた意見としましては、緑保育所の人数をできれば増やしたいものもあるので、できるだけ移住者を、緑地域を優先して来てもらえるような、そういう施策を町として取れないかという御意見だったと思いますので、町としては緑地域だけに限定して、そういう移住者を、来てくださいという紹介の仕方はできませんと。ましてや今のような形で、緑は安全です、じゃあほかの海沿いは全て危険ですとい

ふうに、それは逆説的には捉えられますので、町としてそういうことはできませんというふうに答えております。十分、緑地域がそういう、特に津波等で安全とかいうのは、愛南町の資料全体を見ていただければ、移住者からも判断をしてもらえるものと考えておりますので、それを取り立てて町としてPRすることはできませんという回答をさせていただきました。

以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 理解いたしました。

私が言っている点はちょっとずれていて、一般質問も前町長のときにもさせていただいたんですけど、教育の面から、例えば松山市ですとか、特色ある学校として、やはり自然の中で伸び伸びと勉強して育ちたいという子供たちのために、特色ある学校を残しています。文部科学省もそれを進めているわけですけれども、愛南町も学校統合する際に、そういう視点からも考えるべきではないかということを提案させていただいている。その点について、新しい教育長からまだお答えはいただいているないんですけれども、ぜひ保育園と小学校というのは連動していますので、今度の未来委員会ですか、の中でも検討していただけたらと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 教育長。

○中尾教育長 学校の未来検討委員会は、そのような創造的な対話・協議ができるように考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかに。

原田議員。

○原田議員 現在の緑保育所の状況については、ここにあるように非常に児童数も、現在4名ということで、そして令和8年度からは1名になるというこの予測、非常に現状は大変厳しいと思います。子供はそこそこおるとは思うんですが、先ほど課長の説明のように、ほかの、ほかというか城辺の保育所に行かせている家庭が結構おられるということで、もうこういった状況になると非常に、子供たちを増やしていくのは厳しいんじゃないかなと思います。

今後、緑保育所を廃所にするのか、また存続するのかはまた地区との協議が非常に重要になってくると思うので、今後その話し合いの機会というのをどのように持っていくのか。それと、いつ頃を目安にこの結果を出すのかをちょっとお聞きします。

○嘉喜山副議長 土居課長。

○土居子育て支援課長 お答えします。

懇談会の場でも、参加者の方から、地域でも一度持つて帰って、話し合いをさせていただきたいというようなお声をいただきましたので、会の最後に副町長のほうからも、そういう声をいただいたので改めてまた意見をということで回答させていただいております。まだちょっと地域のほうから、いつぐらいに、今度は地域での話し合いがされるのかというようなところはいただいておりませんが、来年度の入所のスケジュールがもう既に決まっておりまして、今現在、申込みを、1月25日までに入所申請をしていただいて、申込みをいただいているところです。この後、保育所での面談を経まして、2月の20日には入所決定の通知を出す予定しております。この後、入所者数が実際、何人になるのかというようなところも踏まえて、その辺りも地域のほうにお伝えをして、できれば2月の入所決定までには結果を出せばいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

尾崎議員。

○尾崎議員 今、原田議員からもありましたが、令和8年度以降、4人から1人になり、12年度

にはゼロの見込みという現状、この資料を見たんですけれども、保育所というのは私、税金で運営されております公共の施設であります。限られた財源の中で、やっぱり持続の可能性や公平性というものを考慮する必要があろうかと思います。

ですから、これは緑地区だけではなくて、町全体の一つの課題として考えていく必要があるかと思います。極端に少人数の児童に対して多くの職員と高額な経費を導入すること、これはやっぱり愛南町におけるほかの福祉サービスとのバランスも著しく欠き、公平性も欠くことにもなるのではないかと思います。この辺のところをしっかりと踏まえて協議をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○嘉喜山副議長 土居課長。

○土居子育て支援課長 議員おっしゃられるとおり、なかなか、経済的な財政面だけで教育、例えば保育を語るのかというようなところはいつも言われているところではありますが、そこも大事な一つの観点として協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 石川議員。

○石川議員 緑の児童数が、12人おって、12人でしたつけ、8家族、アンケート取られた。見込みが1人ということで、11名はよそに行くんだろうというふうに思いますが、ほかの保育所に、何かその辺りの理由とかいうのは、保護者の方から聞かれていますか。

○嘉喜山副議長 土居課長。

○土居子育て支援課長 お答えします。

一家庭一家庭に確認をしているわけではありませんが、入所時に保護者の勤務先ですか、家庭での保育状況とかの確認をいたしますので、保護者の勤務地に近いとか、もちろん、緑保育所が0歳児保育をしておりませんので、小さなお子さんはどうしても0歳児保育をしている保育所のほうに行かれるというようなところで、人数が減っているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければこれで終わります。

続きまして、6番、ふるさと納税の状況について説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。資料番号6番、ふるさと納税の状況について説明をさせていただきます。

1の政策の発生源です。ふるさと納税市場が拡大を続ける一方、返礼品をめぐる自治体間の競争はさらに激しさを増しており、当町におきましても、新規返礼品の開発や既存返礼品の生産力の強化、さらには付加価値の創出が課題となっております。

2の提案に至るまでの経緯です。令和7年度の愛南町のふるさと納税は10月末時点で受入額約15億4,000万円となっており、9月のポイント制度廃止に伴う駆け込み需要に対し、年度当初から体制を強化したことにより、対前年度比2.3倍へと大きく伸びております。年末の駆け込み需要はやや落ち着くと見込んでおりますが、ふるさと納税市場の全体が拡大傾向にあることから、今後も堅調な推移が見込まれます。

寄附増加の主な要因としましては、返礼品の拡充や取扱いポータルサイトの増加に加え、昨年度実施しましたふるさと産品創出支援事業により生産体制を強化した水産加工品や農産品が牽引役となっており、寄附者から高い支持を得ております。今後は全国的な競争が激化する中で、人気返礼品の安定供給体制を確立するとともに、新規返礼品の開発や事業者支援を継続的に推進し、ふるさと納税のさらなる成長を図り、地域産業の振興及び雇用の創出につなげて

いきます。

(1) の寄附件数と寄附額の推移です。令和7年4月から10月までの累計は、寄附件数14万3,806件、寄附金は15億4,370万円で、歳入予算額を、最大33億円を想定をしております。

グラフを御覧ください。折れ線グラフが寄附件数で、棒グラフは青色が5年度、緑色が昨年度、赤色が今年度です。9月を見ていただくと分かりますように、令和5年度と今年度は制度改正による駆け込み需要で、昨年に比べ大きな寄附金額となっております。今後、年末の駆け込み需要はやや落ち着く見込みではあるものの、ふるさと納税市場全体が拡大傾向にあることから、今後も堅調な推移が見込まれます。

(2) のふるさと産品創出支援事業についてです。今年の好調な推移の要因となっておりまするふるさと産品支援事業を、今年度も町内の6事業者がクラウドファンディングで実施しております。

①の期間は令和7年8月1日から令和7年12月31日です。②の寄附目標額は13億3,843万2,000円です。③の寄附金額は、目標額を達成した場合、4億152万9,000円です。今回の12月補正は当初予算との差額2億5,052万9,000円です。

ここで一つ訂正をお願いします。8,000万円と当初予算の金額を書いておりますけど、当初予算は1億5,000万円ですので、訂正のほうをお願いします。失礼しました。

⑤の現在の実績は、10月26日現在、8億331万2,000円となっております。

3の総合計画との整合性は、下記の2件です。4の参考とした他の自治体の類似する政策との比較検討は、ふるさと納税受入れ上位自治体を参考にしております。5の町民参加の有無とその内容は、ふるさと納税返礼品等協力事業者と連携を図っております。6の関係ある法令及び条例は、総務省の告示です。7の財源措置はふるさと納税寄附金です。8の将来にわたるコスト計算は、単年度で事業完了するため、将来のコストはありません。

最後に、ふるさと納税事業は今後も自治体間の競争が激しくなることが予想されております。機会損失を生まないよう、スピード感を持った対応と柔軟な戦略を求める中で、歳入予算額3億円に迫れるよう、あらゆる施策を投入中です。

商工観光課からの説明は以上です。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ、これで6番を終わります。

続きまして、7番の愛南町第二期町営浄化槽整備推進事業契約の変更について説明を求めます。

谷岡環境衛生課長。

○谷岡環境衛生課長 それでは環境衛生課より、愛南町第二期町営浄化槽整備推進事業契約の変更についての御説明をいたします。

資料7を御覧ください。

1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯でございますが、本事業はPFI事業を採用いたしまして、令和元年12月20日に民間事業者と第二期町営浄化槽整備推進事業の契約を締結しております。事業期間は令和2年度から令和11年度までの10年間で、浄化槽の設置と維持管理業務を委託しております。委託業務の中には、浄化槽協会が行っております法定検査の受検・支払い業務及び保守点検業務が入っております。

近年の状況の変化でございますが、(1)令和7年4月に法定検査手数料が改正されまして、浄化槽設置後、初回に実施する7条検査で1件当たり3,500円、毎年行わなければならぬ11条検査で1件当たり1,000円の値上げとなっており、委託事業者の維持管理費が増

加しております。

(2) 合併浄化槽の設置について、物価高騰等の影響により、計画どおり設置が現在進んでおりません。

以上のことから、契約事業者である株式会社愛南ＳＰＣより、契約書第7条第5項の規定により契約の見直しの要望があったことから、検討を行った結果、次のとおり契約の変更をすることといたします。

2、事業の概要でございますが、(1)維持管理費、1件当たり1,000円の増額を行います。令和7年4月法定検査手数料の改正に伴い、契約書中の浄化槽維持管理業務実施細目に定める維持管理委託料、1件当たり1,000円の増額を行うこととし、令和7年4月1日に遡って適用いたします。

なお、浄化槽設置後、一度実施しなければならない7条検査の3,500円の値上げ分につきましては、自社で努力するというお話をいただいております。

(2)年度目標基数の80基から60基、年度目標下限値を50基から30基に変更いたします。現在、年間80基の設置を目標に事業を展開しておりますが、人口減少や近年の物価高騰等の影響によりまして設置基数が伸び悩み、目標基数に達していない状況が続いております。

また、本事業は設置基数により町側の浄化槽の買取単価が変動する契約となっておることに加え、浄化槽等の材料仕入れ単価の高騰が重なっております、契約事業者は令和5年度以降赤字が続き、経営が厳しい状況となっております。今回、契約事業者から年間目標基数等の変更契約の申出を受け、近年の設置基数及び契約事業者の経営状況を考慮した結果、年度目標基数及び年度目標下限値の変更を行うこととし、令和8年4月1日から適用します。

(3)近年の設置基数の推移ですが、目標80基に対し、設置基数は50から60基で、目標設定機数に達しておらず、伸び悩んでおります。

2ページ目を御覧ください。

3、総合計画との整合性ですが、施策2－1「循環型社会の形成」、基本事業名は「生活排水の適正処理」となっております。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、法定検査手数料の改定に係る各自治体の対応についてですが、法定検査手数料は各市町で直接、浄化槽協会へ支払っております、自治体の維持管理費は増加となっている状況でございます。

5、町民参加の有無とその内容ですが、こちらはございません。

6、関係ある法令及び条例につきましては、愛南町営浄化槽整備推進条例等となっております。

7、事業費・財源措置につきましてですが、維持管理委託料について、1基当たり1,000円の増加額に令和7年度の維持管理対象予定基数であります1,224基を乗じまして、年間122万4,000円の増加となります。財源措置は一般財源です。

8、将来にわたるコスト計算ですが、維持管理委託料の影響額は、令和8年度は128万4,000円、令和9年度は134万4,000円と、コストは増加すると見込まれております。

最後に、3ページと4ページに愛南町第二期町営浄化槽整備推進事業契約書の新旧対照表をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 年度ごとを見ると、令和4年までは60件ぐらいは超えていて、令和5年からそれを切っているという状況が続いているのかとは思いますが、新築着工件数というのはつかんでおられますか。

○嘉喜山副議長 谷岡課長。

○谷岡環境衛生課長 着工件数ですが、着工件数については、うちのほう、設置、新たに設置する住宅については、建設課のほうから情報が流れてきておりまして、それで大体の数というものは把握しております。今年度、既にもう設置、新築も含めてなんですかけれども、10月末で今38基の設置となっております。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ、7番を終わります。

続きまして、8番、第3次愛南町総合計画後期基本計画の見直し点について説明を求めます。
清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 続きまして、第3次愛南町総合計画後期基本計画の見直し点について説明いたします。

第3次愛南町総合計画後期基本計画につきましては、8月の議員全員協議会で御説明したとおり、現在策定中でございますが、現時点における変更点につきまして御報告いたします。

次ページの添付資料を御覧ください。

1ページ目の施策1-1「次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実」、このページで説明いたしましたと、緑色の枠内が大幅な変更をしているところでございます。このページでは、右側の施策の基本方針の一部と、左の基本事業の構成の指標名の一部を変更しております。また、作業中と記載されている箇所につきましては、現在策定作業をしている最中でございます。

次のページには、同じ施策の前期計画を参考として添付しています。以降同様に各施策について添付しております。全部で23施策ございますので、また御確認いただければと思います。

今後につきましては、作業中の部分を完成させた後に、12月中には議会の議員の皆様のタブレットに掲載させていただき、1月にパブリックコメントを実施し、2月の議員全員協議会で報告した後、3月には公表する予定となっております。

以上、現状の報告といたします。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんでしょうか。

田中議員。

○田中議員 すみません、この変更点というよりも、この総合計画全体のことについてちょっとお伺いしたいんですけど、例えば、ここに今僕が第2次愛南町総合計画と第3次愛南町総合計画というのを持ってきています。施策2-5という、大体、番号は同じなんですけど、安定的な水道の供給というところなんですけど、こちらの中で示されているところで、全然変わっていないんですよね、今も昔も。もうこれ2018年から21年までなんですけど、まあ担当課じゃないと思うので内容に関してあれなんんですけど、どうしてこれ全然、改善点がないというか全く同じ文言なんでしょうか。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 総合計画そのものが、その現状の課題に対する町の施策というものを今後どのようにまとめるかというものなので、その際に変更がなければ、当然、その文言でいくというのがあり得ると思います。そういうことで御理解いただいたらと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 田中議員。

○田中議員 であれば、老朽化した、すみません、ちょっとこちらの内容からちょっと読んでいるんですけど、ダウンサイジングを検討しながら計画的な変更等を進めますってあるんですけど、実際その水道の、今かかっているお金でいくと、3億円弱ぐらいが町から支出されているというふうには認識しています。全然ダウンサイジングできていないというか、必要な経費ではあ

ろうと思うんです。ただ……

○嘉喜山副議長 田中議員、それ何ページですか、資料の。今日の。

○田中議員 パソコンですか。

(発言する者あり)

○嘉喜山副議長 その、今日の変更点の中に含まれるんですか。

○田中議員 含まれます、含まれます。大丈夫ですか。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 田中議員、ちょっと御質問の途中ですけども、今日この場で、私どもに水道のその変更点について求められても私答弁できませんので、それは、もしそういうことを言わられるのであれば、一般質問か何かでお願いします。

○嘉喜山副議長 田中議員。

○田中議員 そうなんです。一般質問で全然構わないんですけど、これがもう決まってしまってはいるというか、これってすごく大切なことで、次回にはもうこれで決定されるというものに対し、全く同じというのが、要は、ちゃんと話されていないよねと、検討されているんじゃないんじやないんじやないかって思ったんですよ。何年も前から同じことを書いているって、何の改善もされていないじやないですかということですよね。結局、改善、それを課長とか、清水課長の問題ではないんですけど、要は、これを策定していく上で、要は、よりよきというところとか、町の大事な、これ、ものになりますよね、指針だったりとか。そこを、全然、何年も前から同じで、結局何にもできていないじやないという話なんですよ。そういうふうに思ったんですよ。なので、それは策定方法とかにも、のやり方とかにもよるんじゃないかなと思って、どういうふうにそういうところを検討されているのかなと思って、お話、よろしくお願ひいたします。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 できていない、成果が上がってないというのは、そのときの成果において、批判とか、議員の皆様からの御意見を頂いて、改善点を求めるということになりますが、その手法として、この作成のときの問題点として変更をしていないということはあり得るということは私さっき言ったようになっております。その変更していないことが悪いということであれば、それは一つの御意見として、また機会を持って御指摘いただければ、担当課のほうで対応させたいと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 私、一般質問の中で、総合計画の策定、そしてレビューに係る理事者と議会との連携ということを提案させていただいたことがあるんですけども、それは私たち町村議長会の研修で、本当に総合計画というのが一番大事な、町にとって憲法のような本当に一番大事な最上位の計画であり、そこにやはり議会がしっかりとコミットしていく必要があるということを学んできたからです。

今、田中議員の疑問も、私もすごく共有しているというか同感するところで、この計画、今後の事業の概要を見ると、今後の策定作業、パブリックコメントを実施して、その後議員報告して、その後公表して、もう決まりということなんです。ここを、これ全ての政策とか計画について議会がコミットしていくというのは本当、それはもう不可能だとは分かっています。ただ、今、田中議員が言われたような、町民のライフラインである水道とか、非常に重要、今後の、将来的にも町の財政に非常に重大なこと、影響を及ぼしてくるような事業に関しては、例えば議会で一つ二つピックアップして、理事者側とその計画策定、決まってしまう前に、こういう方向ですと、こういうパブリックコメント出ましたと、でもこういうふうにできるんじゃないですかというような、相互共有みたいな場を一つでも設けていくことは可能でしょうかということを私もお聞きしたいです。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 議会とのコミットということで、そもそも、変更点をこのように細部にわたって事前にお示したこと自体が、私は議会に対する共有というか、同じ課題を共有して、解決策を見いだす一つの手立てだと思っています。これが、今後、議会のほうで、じゃあ私たちもこれをしたいということであれば、議会の意見として出してください。それを私どもも尊重したいと思います。

ただ、一個人の議員さんの疑問点とかそういうことに対しては、担当課に確認をして、そこら辺の情報を、どういうような情報が来ているのかという確認は、担当課のほうでお願いします。

以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。今のお答えを基にちょっと議会の中でお話しさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ8番を終わります。

続きまして9番、愛南町戻りがつお支援金の創設等について説明を求めます。

清水企画財政課長

○清水企画財政課長 続きまして、企画財政課から、愛南町戻りがつお支援金の創設について説明いたします。

9月定例議会で承認いただきました、大学生等を対象とした戻りがつお奨学金補助金、奨学補助金と、これとは別に、やはり人口減少スピードを緩やかにするための若者定住の支援措置として、高校卒業生等を対象とした愛南町戻りがつお支援金を新たに創設します。

事業の概要としては、成人になる日において愛南町に住所を有していた者のうち、最終の学校卒業後、引き続き愛南町に住所を有する者、もしくは最終の学校等を卒業した後、10年以内に愛南町に戻り、住所を有した者に対して支援金を交付するものです。

総合計画の位置づけは政策4、施策5の中の基本事業6「シティプロモーションと移住定住の促進」に位置づけております。

他の自治体での類似施策につきましては、全国いろいろなことがあります、宇和島市において若者定住奨励金制度というのがございます。町民の参加については、補助金の対象者になりますが、具体的には、先ほど説明したとおり令和7年度以降に成人になる日において町に住民登録をしている者で、最終の学校を卒業後、引き続き町に住所を有する者、もしくは最終の学校等を卒業し、10年以内に町に住民登録をし居住する者。それと町税等の滞納がない者、町の奨学金制度または奨学金返済支援制度を利用していない者の全てを満たす必要があります。

関係法令等については、愛南町戻りがつお支援金交付要綱を策定中です。

1人当たりの支援額は、毎年5万円を10年間支給することになり、最大で50万円となります。

事業費につきましては、大まかな見込みではございますが、南宇和高校の町内就職率に南宇和高校以外の高校卒業分を勘案して算出しております。令和9年度の支払い対象人数は16人、支払い額を80万円と見込んでいます。これにつきましては12月補正予算で債務負担行為として計上する予定です。支援金の支出初年度は令和9年度からとなります。

財源についてはふるさとづくり基金を活用する予定ですが、ふるさと納税の状況によっては地域活性化基金の活用も視野に入れております。

将来にわたるコスト計算についてはお示ししている表のとおりですが、制度開始前の現時点

では大まかな試算となっています。制度開始後の実績などにより大きく変わるものと御理解ください。その都度、債務負担行為を変更していきます。

最後に、債務負担行為について記載しておりますが、上段には12月補正で新規に計上する今回の愛南町戻りがつお支援金を記載しております。下段は9月補正に計上した愛南町戻りがつお奨学補助金ですが、その名称を、Uターンを奨励するという意味合いから愛南町戻りがつお奨励金に変更したいと考えています。この変更につきましても12月補正に計上する予定です。

この奨励金につきましては、支出初年度が令和10年度と、まだまだ先になりますが、制度の周知などは12月の広報紙に掲載したいと考えております。変更後の名称で周知したいと考えていますので、御了承ください。

以上、愛南町戻りがつお支援金の創設等の説明といたします。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

山本議員。

○山本議員 補助対象となる者についてちょっとお伺いしたいんですが、成人、18歳になる日ににおいて町にと書かれているんですけれども、これもうこの対象の、はもうこれだけですか。例えば町内で就職した人とか、通信なり何なりで学校に行っている方とか、そういう条件みたいなのはほかにはないですかね。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 町内で就職とかという条件はなくて、必然的に、学校を卒業されて、就職された方はこの条件に当てはまるわけでございまして、ですよね。そのような理解でよろしいでしょうか。

○嘉喜山副議長 山本議員。

○山本議員 簡単に言いますと、何もしていなくてもということですね。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 そのとおりです。就職の要件は設けておりません。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

石川議員。

○石川議員 これ、成人18歳で最高10年ということは、28歳までが対象になるんじゃないかなと、受けられるのがですよ。そういうことですよね、多分。28歳というと、まだ独身の方もおるし、これ35歳ぐらいまで伸ばしたら結婚して一緒に帰ってきてもらえるんやないかなという考え方もあるんですが、28歳にとどめずに、35ぐらいまで伸ばしたらどうですか。10年間やったら45歳まで愛南町にいていただけるということにもなるし。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 10年間というのが、その基準がどうかということはありますけども、実はUターンで、10年以内にUターンした方も対象になりますから、それ以降10年間、だから28歳でぴしゃっとは終わるわけではありません。28歳で終わるのは、学校を卒業して、例えば南宇和高校を卒業してそのまま10年間移住した場合の、最高の年齢でございますが、例えば大学に行つとて、どつかに就職して、2年後に戻ってきたという方もそれからの10年間になりますので、一概に28歳が限度ということではございませんので理解ください。

○嘉喜山副議長 石川議員。

○石川議員 私、受けるのが、29歳になったら受けられないということで、28歳までだったら受けられるという理解なんですが。ということは、29歳から10年間で39歳までということじゃないかなというふうに理解しておるんですよ。だから28歳で帰ってくるというのは、

独身で帰ってこられる方もおるので、かなり。だから35歳までを上限にしてやつたらどうですかという質問です。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 もう既に9月議会で債務負担行為として承認いただきました以前の奨学金の返済の助成金との整合性を取った10年間でございますので、御理解いただいたらと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 宇和島市の同様の制度なんんですけど、これはいつ頃から始まっていて、どのような効果があるのか、1点と、それから、愛南町も財政かなり厳しくなっていると思います、ふるさと納税がかなり伸びているのでそうとも限らないかもしれません、もう予算編成方針って出ている頃かと思うので、それをぜひ共有していただけたらと思うんですけど、2点お願いします。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 宇和島市の制度につきまして、その効果であるとか、そこまでは調べていないので、またちょっと調査したいとは思います。予算編成につきましては、共有したいと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 制度の内容については、10万円から15万円を、子供がいれば1世帯、1回……

(発言する者あり)

○清水企画財政課長 ちょっと室長に説明させますので。

○嘉喜山副議長 桑原室長。

○桑原政策推進室長 失礼します。この宇和島の制度自体は、Uターンというよりは、移住全体ということの部分で対応している内容になっております。1世帯について10万円から15万円、それプラス、お子さんも一緒に戻ってきたら5万円というような部分が追加されていく、1人ずつというような内容なので、その効果という部分に対していえば、愛南町のこの制度とはちょっと種類が違うので、ちょっと説明しづらいというような形になっております。

それと、いつから制度をつくったかについては、ちょっと今の段階では分かりませんけれども、移住がはやった五、六年前ぐらいからのことかなというふうに思っているんですが、またそこは改めて報告させていただきます。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。ぜひ効果のほう、単純に比較はね、額も全然違うので比較はできないかとは思うんですけども、どのような効果が出ているのかということを一応知りたいなと思って、また教えてください。

それから、先ほど同僚議員からもありました、何をしていなくても頂けるんですかという質問がありました。その背景にはきっと、この事業を始めるに当たって、目指すところ、経済効果とか、私はそこが気になるんですけども、人口減少スピードを緩やかにするということは本当に大事で、必要だと思うんですけども、経済状況、地域経済にとってどのような効果があると考えられるのかという点もお聞きできたらと思います。

○嘉喜山副議長 清水課長。

○清水企画財政課長 若者が1人増えることによる経済効果ということなんでしょうけども、移住とかUターンというのはもう個々の状況であって、もたらす経済効果というのは様々であると

思うんですけども、そのため具体的な金額を算出しているわけではございません。ただ一般的には、1人の方が住まわれる消費、その方がもし働くなら税収、それと地域に与える活性化、それと労働力となって地域に貢献する産業振興などを考えると、最大50万円の効果は大きく上回るものだと考えております。

以上です。

○嘉喜山副議長 中村町長。

○中村町長 すみません、先ほど働いていなくてもという部分での質問あったと思いますけど、今の考え方なんですけど、例えば先般、タイミーというところと包括連携協定を結んだんですけど、本当に1時間単位であったり、週に何回であったり、そういう働き方を選択される若い子も当然出てきます。一律に働いていないと駄目とか、それじゃなくてまずはここに戻ってきていただいて、場合によったら本当に働いてもらえる可能性のある人材を増やすという意味でも、今回こういう制度を提案しております。

○嘉喜山副議長 山本議員。

○山本議員 すみません、私も働いていないと駄目と思っているわけではなくて、何でいうんですかね、地元の企業に就職していただいたら、やっぱり地元の企業さんも助かりますでしょうし、人材確保の面でも助かると思うので。それと、地元の方に働いてくださる方、例えば町外で働いているけど住んでいる方とともに、やっぱり全部同じなのかなというのをちょっとお聞きしたかったんで、すみません、ちょっと言葉が足らずに。そこだけ訂正させてください。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ次へ行きたいと思うんですが、時間が押しております。それで、もう休憩を取らずに10番以降を行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 それでは、10番の指定管理者候補者の選定について説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 指定管理者選定委員会の事務幹事課が総務課になりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

まず1番、政策の発生源・提案に至るまでの経緯ということで、愛南町みしょうMIC、愛南町フレッシュ一本松、旅客船及び観光案内待合所、深浦交流館、中浦交流館の5施設が、令和8年3月31日をもって5年間の指定管理が、指定期間が満了することに伴いまして、記載のとおり指定管理者選定委員会を開催いたしました。

協議の結果、フレッシュ一本松については、一本松ふるさと振興株式会社が合併以前から管理運営に特化した目的で設立された第三セクターであることから今回も非公募とし、深浦及び中浦交流館の2施設については、地域性が非常に高い施設であることから引き続き地元に管理を任せることが望ましいという結果となりました。みしょうMICと旅客船及び観光案内待合所につきましては改めて公募を行うこととしまして、9月18日から10月22日までの1か月余り公募を行い、それぞれ1者ずつの応募がありました。みょうMICについては有限会社愛南総研様、旅客船及び観光案内待合所につきましては合同会社Seawest様で、2施設とも現行の指定管理者のみの応募となりました。

去る3月31日の指定管理者選定委員会におきまして、応募者のプレゼンテーション、質疑応答を行い、委員会として適切に対応できると判断したところであります。

(4) の今後のスケジュールとして、12月議会に指定についての議案を上程しまして、承認をいただきましたら、来年4月から引き続き指定管理による管理運営を行う予定しております。

2の事業の概要、3の総合計画との整合性、4、他の自治体の類似する政策との比較検討、5の町民参加の有無とその内容、6の関係ある法令及び条例につきましては、記載のとおりでございます。

7、事業の財源措置につきましては、管理委託料を払っている施設につきましては、旅客船及び観光案内待合所のみであり、その金額は1,800万円であります。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、前段で述べた指定管理委託料をはじめ、施設維持管理に係る経常経費や修繕料につきましては、各施設の締結している協定に基づきまして費用が発生する予定です。

なお、参考資料として、各施設の近年の収支状況を添付しております。

以上で説明を終わります。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 今、自分ごと化会議を行っていて、非常にすばらしい取組だと思うんですけれども、これからまだ話合いが続きますが、今日出されている指定管理の対象施設の1番と3番、あつ違う、1番、2番、3番は自分ごと化会議にも対象となっています。

今後なんですけど、その自分ごと化会議でこういうふうにしましうねと決まったときに、今回の指定管理者として契約している、その契約内容とそこが生じる、自分ごと化会議の結果とそこが生じたりとか、いやその内容ではもう自分たちは引きますとか、何かこう、いろんな課題が出てくる可能性があるかと思うんですけど、その辺はどのようになるんですかね。

○嘉喜山副議長 兵頭課長。

○兵頭商工観光課長 自分ごと化会議を担当しています商工観光課からもお答えいたします。

この自分ごと化会議につきまして今協議中ですので、年度末にある程度の結果を踏まえた上で、今後、町としてどういうふうに進めていくのか方向性が決まると思います。その中でこの5年間の間に、双方で方向性が違ったりとか、いろんな経費的な違いが現れたときは、この5年間の間でも双方で協議して、それについて協議を、話を進めていくということは、内諾は取った上で今回の契約になっておりますので、その辺は御安心していただいたらと思います。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ、10番をこれで終わります。

続きまして11番、愛南町職員の給与に関する条例等の改正について説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 愛南町職員の給与に関する条例等の改正について説明をさせていただきます。

まず、1の改正概要です。令和7年10月7日付で、愛媛県人事委員会から職員の給与に関する勧告がありました。本町においても県の勧告内容に準拠し、月例給の改定及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げ等を実施するとともに、人事院勧告に基づく通勤手当及び宿日直手当の見直しを行います。

2の月例給の改定につきましては、実施時期は令和7年4月1日からということで、遡及適用となります。大まかな内容としましては、若年層に重点を置きつつ、全年齢層で1万円前後の賃上げとなる予定です。内容は表に示すとおりで、正規職員は平均3.47%の改定率、影響額は5,400万円、会計年度任用職員につきましては平均5.64%の改定率で、影響額は4,400万円です。

3の期末・勤勉手当の改定につきましては、(1)の会計年度任用職員を含む一般職員につきましては、実施時期は令和7年12月1日で、期末・勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げ

となります。0.05月の内訳は、期末手当、勤勉手当、それぞれ0.025月です。内容は表のとおりで、影響額は正規職員で約2,700万円、会計年度任用職員で約2,000万円です。

(2) の特別職、町長・副町長・教育長・議員については、実施時期は同じく令和7年12月1日で、期末手当の支給割合を0.05月分引上げさせていただきます。影響額は約30万円です。

4の手当の見直しについては、実施時期は令和7年4月1日から遡及適用です。対象となる手当は、通勤手当と宿直手当です。通勤手当は、10キロメートル以上15キロメートル未満から60キロメートル以上までの距離区分について、200円から7,100円までの幅で改定が行われます。影響額は約60万円です。宿直手当は、宿直手当は、通常の宿直勤務1回の場合、4,400円を4,700円に改定します。影響額は約10万円という試算となっております。

以上で説明を終わります。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 これ前にも一度言ったことあるんですが、宿直手当なんんですけど、拘束時間からいえば手当が安いように思いますが、職員の場合と職員外の場合とで多分違うんだろうとは思うんですけど、職員外の場合は、これは幾らになるんでしょうか。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 職員外の場合になると、定額の決められた額というのはありませんので、それぞれの地方公共団体とその委託先ということになろうかと思います。参考までに、今回のその額が安いのではないかというこの額につきましては、国が示している、国が決めた額でございます。
以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 これ2から4までの改定、見直し、トータルで年間約1億5,000万円ぐらい増額になるということですね。これ月例給が改定されると、残業代も増額になってくるかと思うんですけど、それについてはどのくらいを、今の現行での実績、残業実績からすると、どのくらいの増加になるんですかね。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 現行では、今のところまだ残業手当の改定についての言及はしておりませんので、今つかんでおりません、現在は。
以上です。

○嘉喜山副議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 一応1億5,000万円、この月例給の改定、この影響額に基づいて計算、おおむねの概算を出すことはできるかと思うんですけど、一応出していただいてもよろしいでしょうか、参考までに。

○嘉喜山副議長 できますか。

濱課長。

○濱総務課長 残業時間がどのくらいになるのかというと、その年によっては違うんですけども、大体、一般的にこのくらいであろうというところでの算出ならばできるかと思います。

○嘉喜山副議長 そしたら、これは求めるということによろしいでしょうか。よろしいですか。
(「はい」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 そしたらお願いします。

吉村議員、いいでしょうか。

○吉村議員 この通勤手当、七、八年前やったかな、聞いたんですけども、国と県の1キロ当たり四十何円のはずなんやけども、愛南町は低いんよな。今何ば、キロ当たり、燃料代。

○濱総務課長 燃料代ですか。

○吉村議員 うん。宇和島市が37円やったのが、国・県に合わしたんやけども、愛南町は合わしていない。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 30円です。

○吉村議員 なるほど。これ見直すつもりはないの。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 今のところそのままいこうというふうに考えております。

○吉村議員 何でせんの。愛南町だけやない。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 全ての町、市町がそこに合わせてることではなく、違うところもあり、愛南町は30円でいっているということです。

以上です。

○嘉喜山副議長 よろしいでしょうか。

○吉村議員 はい。

○嘉喜山副議長 ほかになければ12番に行きます。

12番、愛南町職員の旅費に関する条例等の改正について説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 愛南町の旅費に関する条例等の改正につきまして説明をいたします。

まず、1の改正概要です。国が国家公務員等の旅費法及び同施行令を改正したことを受け、旅費制度の実態に即した見直しを行うものです。本町職員の旅費制度についても、国基準に準じて整備し、公費の適正な執行と公平な運用を図るため、愛南町職員の旅費に関する条例、愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例、愛南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、愛南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。

米印のついている愛南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、非常勤特別職の報酬見直しを検討しているため、日当廃止等と併せて、令和8年3月議会への上程を想定しております。

なお、本改正は従来の定額支給方式を見直し、実費に基づく透明性の高い旅費制度への移行をするものです。公費の適正化、職員間の公平性の確保及び行政運営の効率化を目的としております。

2の主な内容、改正内容を御覧ください。

大きく3点ございます。(1)の宿泊費の上限の設定ということで、宿泊費を実費支給とし、上限額を県内は1泊1万円、特別職は1万4,000円、県外は1泊1万9,000円、特別職は2万7,000円に設定します。外国の出張旅費については国の定める基準に準拠します。これにより地域や物価水準に応じた実態的な支給が可能となります。

(2)の日当の廃止と宿泊手当の新設。従来の日当を廃止し、宿泊を伴う出張に対しましては宿泊手当を支給します。宿泊手当は1泊2,400円とし、食事つきの宿泊の場合は減額します。これにより支出内容の明確化を図ります。

(3)赴任関係費用の明確化ということで、転居費、着任後の滞在費、家族移転費の3区分を明確にし、赴任に伴う費用支給の範囲を整理します。これにより官公庁が異なる移動時の旅費支給の明確化を図ります。

最後に3、施行期日ですが、令和8年4月1日からとします。

以上で説明を終わります。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 宿泊費を実費精算化するということで、非常にいいと思うんですけども、疑問はこれ、従来そうだったと思うんですけど、特別職と一般職に上限で差を設けているという点なんですね。国がそうだと思うんですけども、特別職というのは町長、副町長、教育長、そして私たち議員ということなんですが、ですよね。一般的職員さんは、例えば県外ですと1泊1万9,000円、特別職は2万7,000円ということなんんですけど、近時の経済の停滞、それから住民感情からして、特別職を特別扱いすることをやめる自治体も出てきているみたいです。

そういう意味で、特別職、私は要らないんじゃないのかというか、一般職と同じにしていいのではないかと思うんですけども、そういう議論はなかったですか。それから検討されてはどうでしょうかという提案です。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 その議論もございました。しかし、今のところ我々の判断としましては、国に準拠するというスタンスで行きましたので、この内容にさせていただいているところでございます。以上です

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 特別職の特別扱いを残した、じゃあ理由は何ですか。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 旅費関係の、国に準拠したというそこの文章には、原則一般職員ではあるんですけども、長のみ、他団体との均衡や町の代表という職責の観点から特別扱いというところでそれを残しました。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

なければ、これで……

田中議員。

○田中議員 すみません。特別職、今あったんですけど、どれぐらいの割合になるんでしょうね。だからその、国に準拠したというのは全然それで、それでやったんだなということなんですけど、実際じやあ一般職と旅費の割合というか、ほとんどないのであれば影響がないのかなとは思うんですけど、要は一般の1万円よりも特別職は1万4,000円だったということなんんですけど、年間でどれぐらい大体、特別職としての支払いというのはあるんでしょうか、旅費として。

○嘉喜山副議長 濱課長。

○濱総務課長 年間どのぐらいという割合というのは試算しておりませんが、恐らくこの規定がなされたとして、運用で、これ高くなつたから高いところ泊まりましょうということにはならないと思います。そして、我々一般職員も少し上がりましたけれども、その高いところに合わせましょうということではなく、今のところ運用では、少し予算の財政的なものに配慮した運用にしなければならんなどう考えではあります。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかになれば、これで終わります。

執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

○嘉喜山副議長 時間押しておるんですけど、トイレ休憩のみ取りたいと思います。そろい次第、

始めたいと思います。

(休憩)

○嘉喜山副議長 全員おそろいですので、会議を始めます。

続きまして、すみません、吉村議員は1時から会議があるということで、欠席になりました。
すみません。

議会協議ということで、1番の重要案件抽出の協議について、したいと思います。私が覚えている範囲では、先ほどの8番の愛南町総合計画の見直しのことと、11番の残業代、あつ、すみません、これじゃなくて燃料代の件。

(発言する者あり)

○嘉喜山副議長 2番という意見が出ていますが、まずは、12月定例会において委員会付託とする案件等について協議をお願いしたいと思うんですけど、今の2番の学生寮の建設については、12月議会には直接関係はありません。直接関係あるとすれば、11番、給与に関する条例等の改正の、先ほど吉村議員が言われた燃料代ぐらいかなと思いますがいかがでしょうか。確かにこれは、燃料代については、単純にガソリン代だけに限らないと思うので、やはり国に準拠した形ですべきじゃないかなと私は思っております。

意見ないでしょうか。

石川議員。

○石川議員 意見がないでしょうかというのは、そのガソリンの。

○嘉喜山副議長 じゃなくて、ほかも含めて。

○石川議員 ほかも含めて。私はこの南宇和高校の学生寮の建設というのはこれ、日程的には、執行部としてはもうぎりぎりのところに来ていると思いますよ。それに、多分これ、中身も、口頭では出てきていますけど、きっちと資料として、形で議論していかないと、我々議会、議員が町民に説明できないんじゃないかなと。確かに当初予算は3月なんですが、これはもう、多分、執行部としてはもうぎりぎりの日程になってるはずですわ。だからその中に、議会がきっちとチェックできるといつたら、もうすぐに特別委員会を立ち上げてやるべきだというふうに私は思っていますけど。

それと、先ほどの総合計画、総合計画はもう12月に出るので、この扱いをどうするかですよね。そこまでするかどうか。

(発言する者あり)

○嘉喜山副議長 総合計画は1月以降にパブコメということなんんですけど。

金繁議員。

○金繁議員 今日、企画財政課長がおっしゃってくださったのは、パブコメ以前にでも、状況を、議会の中で協議したいということであれば応じる用意はありますよということだったんで、ここでちょっと話を聞いていただいて、そういう機会を持つかどうかというのを協議したらどうかなと思います。

それから、すみません、私は12番、先ほど質問した特別職。私たちも含み、一般職の方とは別枠の、特別な枠を設けることについて、ちょっとこの議会内を、私たち全員に関わることなので、これでいいのかというのを話しついたほうがいいかなとは思いますので、お願ひします。もしくは議会中の付託。

(発言する者あり)

○金繁議員 じゃあいいです、ここでも。ここで話せるんやったら。

○嘉喜山副議長 石川議員。

○石川議員 今の旅費の関係なんですけど、これはここで話すいうてももう時間が迫っているんで、次の全協で、皆さんがそろった段階で意見を聞いたらいかがですか。

○嘉喜山副議長 その、定例会までに全協取れる。

(発言する者あり)

○嘉喜山副議長 全協を設定しますか。そのためと、先ほどの8番の総合計画の説明ということになろうかと思いますけど、いかがでしょうか。
ほかに意見ないですか。

尾崎議員。

○尾崎議員 ちょっとずれるかもしけんのやけど、さっきの南宇和高校の学生寮の建設。今、学生寮の建設、ワーキンググループというのを設置して、いろいろ検討しようのを以前聞いております。これについては、その中で、検討する中で、まずその寮の運営体制とか、詳細についてはまだ検討中やないかと思うんですよ。それらが詳細が固まったものについて、2月の全員協議会で我々に報告が来るとさっき答弁もありましたので、その辺を考えて、聞いて質疑すればええことで、ここで我々が特別委員会をつくって、並行してやる必要はないと思つております。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 今まで内容に入っているんですけど、今、先ほど副議長がおっしゃったのは、今日ここでやるか、それとも日を改めてやるかと、ちょっと検討していただいていたと思います。今日は議長も不在で、それから議員も、2名もいらっしゃらないので、私は改めて設定してしっかり議論したほうがいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○嘉喜山副議長 協議するかどうかについてですか。それとも、もう説明を求めるかどうかですか。どちら。

○金繁議員 両方含み。

○嘉喜山副議長 含み。

○金繁議員 どの点について、どの議題についてどうするかということは、皆さんそろってから。

○嘉喜山副議長 となると、全協を次に開催するときには、もう説明を求めるということを前提に、担当課のほうには説明しとかんといかんと思いますけど。ただ、説明を求めるかどうかだけのために全協を開催するのか。

はい。

○金繁議員 先ほどいろんな意見が出ていまして、特別委員会を設けるかどうかという大きな提案もありましたので、ですので日を改めたらどうかなという提案です。

○嘉喜山副議長 ということはその件だけについてということですよね。
石川議員。

○石川議員 今、論点になっている3点、4点、これをどうするかということを、改めて全協で、議長を含めて、ほかの議員も含めて決めていったらいいというふうに考えています。

○嘉喜山副議長 原田議員。

○原田議員 全協を今度の12月議会までに開催する予定はあるんですか。まずそれをちょっと、事務局に。

○嘉喜山副議長 事務局長。

○土居事務局長 現在のところ、12月定例会までに議員全員協議会を開催する予定はございません。

(発言する者あり)

○土居事務局長 議長の日程を確認して、この場でちょっと今、手持ちの資料がないので、改めて連絡させていただくことによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 そしたら、議長とかの日程を確認して、取れれば11月中に開催するということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 そしたら、1番はこれで終わります。

続きまして、2番の令和8年度当初予算に係る議員提案についてを行います。

令和8年度の当初予算に係る議員提案については、前回、3案を予算提案するということになりますして、議会基本条例に沿って、案として現在示されております。議会として提案するに当たり、御意見等はありませんでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 内容的にはよくまとめていただいて感謝しているんですけども、こういう書式に落とし込んでいただく職員の、事務局の方の労力、時間もかなりだったかと思います。この書式というのは、議会基本条例の、何条だったか、執行部側が政策を出してくるときにはこういう項目で出してくださいねという決まりです。私たち議会というのは、執行部が持っているような圧倒的な量と質の情報というのは持っていないません。ですので、この項目に合わせて、議会がこの書式でつくって出す必要がそもそもあるのかというところが私は疑問で、もう職員の方、一応議員としては議会の書式に合わせて提出しておりますので、それでもう決まった、議会の中でこれで出しましようということは決まっているので、この書式にもうお手を煩わせて作成してもらう必要は、今後はないかということを提案します。

○嘉喜山副議長 という意見がありましたら、いかがでしょうか。

原田議員。

○原田議員 私は、ここまで細かくする必要はないんじゃないかなと。やっぱり前回出してもらった様式、あれで私も十分じゃないかと思いますよ。

以上です。

○嘉喜山副議長 という意見ですが、それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 そしたら、そういうことにいたします。

続きまして、3番の議会関係例規の一部改正等について事務局の説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、議会関係例規の一部改正等につきまして、概要を説明させていただきます。資料のほうは、議会資料2のほうになります。

今回の例規改正の目的は大きく分けて2つとなります。まず1つ目といたしまして、標準町村議会会議規則等の標準的なルール改正を踏まえ、愛南町議会のルールを法令に沿った適正なものにすることあります。

そして、もう一つの目的といたしましては、現代の技術を活用し、議会機能の強化と効率化を図ることでございます。具体的には、情報通信技術、ICTの活用に関する規定を整備し、議会運営のデジタル化の推進、また議会が所管する情報公開のルールを明確化し、市民への透明性向上を図ることが主な目的となっております。

今回の改正につきましては、既存の3つの条例・規則を改正し、2つの新しい規程を制定することとしております。

今後のスケジュールといたしましては、この改正案のうち、愛南町議会委員会条例と愛南町議会会議規則を12月定例会に上程し、御審議いただく予定としております。

今回の改正は、法令遵守に加え、議会運営のデジタル化、ICT活用を進めるための基盤整備となっております。本案件につきましては、議会運営委員会で御審議いただき、御了承をいただいておりますので申し添えます。

以上、簡単ではございますが、議会関係例規の一部改正等についての説明とさせていただきます。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。これ、確認なんですかけれども、条例については議会の議決を経る必要がありますよね。今度の12月議会に上程するんですかね。

○嘉喜山副議長 土居事務局長。

○土居事務局長 お答えいたします。12月定例会で上程する予定としております。
以上です。

○嘉喜山副議長 金繁議員。

○金繁議員 で、上程するのは一部改正予定2番の①のみということになるんですかね。

○嘉喜山副議長 土居事務局長。

○土居事務局長 ①の議会委員会条例と、愛南町議会会議規則、こちらのほうも定例会のほうに上程しないといけないので、以上の2つとなります。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにありませんでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 じゃあ、2の①、②ということですね。すみません、何度も確認で。

③の新規制定予定、これらについては、手続的には、この中で、議員間で話して、改正なり新設、新設をするということでよろしいですかね。

○嘉喜山副議長 土居事務局長。

○土居事務局長 ④番と⑤番の規程については、概要については今お示ししている資料に概要をまとめてさせていただいておりますので、そちらのほうを御確認いただきまして、また議員のほうから修正箇所等ありましたら、そちらを踏まえまして、今後、こちらについては定例会に上程することは不要ですので、適宜、ほかの例規と同様の条例改正、起案をして、決裁をして、制定していくという形になります。

以上です。

○嘉喜山副議長 ほかにないでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ、その他に移ります。

まず（1）の議員派遣結果報告案について事務局の説明を求めます。
土居事務局長。

○土居事務局長 それでは議員派遣結果報告の案につきまして説明いたします。

まず、こちら、タブレットのほうのサイドブックスにある結果報告書案を御覧ください。

まず、10月8日に四国地区町村議会議長会研修会がございました。そして10月27日、28日の愛南町職員・教職員・議員等人権・同和教育研修会、10月22日、28日の議会報告・意見交換会の議員派遣報告案を掲載しておりますので確認してください。

また、12月定例会の議員派遣につきましては、議会報告・意見交換会を、残りの3地域におきまして開催予定としておることを報告する予定としております。

まず、令和8年1月28日に西海地域の西海町民会館で、同年2月4日、城辺地域を愛南町役場本庁、この会場、大会議室で開催予定しております。残り、御荘地域につきましては2月18日、御荘文化センターで開催予定しております。

また、議員研修といたしましては、2月2日、議員協議会室におきまして、議会広報研修を、佐久間先生をお招きして開催する予定しております。

以上です。

○嘉喜山副議長 説明が終わりました。

質疑ありませんでしょうか。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 そしたら、その他ということで、その他ないでしょうか。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、その他といたしまして、先般、議会運営委員会で御協議いただきました委員会等の放送につきまして、結果のほうを報告させていただきます。

経緯につきましては、皆さん御存じのとおり、令和6年第4回定例会で採択されました、請願第4号、愛南町議会における全ての委員会等の放送に関する請願についてへの対応となります。

具体的な実施方法といたしましては、まずは今年度、議会運営委員会から録画放送を開始する。動画の撮影と編集作業は議会事務局職員が行う。録画機器は議会事務局のものを使用する。完成した動画は新たに開設いたしました愛南町議会のユーチューブチャンネルにアップする。来年度以降、ほかの委員会につきましての拡大について慎重に検討していくことで、審議した結果となっております。

なお、10月30日に開催いたしました議会運営委員会の動画は既にユーチューブに限定公開しております。この後、全議員にLOGOチャットでお知らせいたしまして、視聴していただくこととしております。

以上、議会運営委員会での協議結果を報告するとともに、実施方法について、この後何か御意見等あればよろしくお願ひいたします。

以上です。

○嘉喜山副議長 この件について、質疑等ありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○嘉喜山副議長 なければ、1時半から議会運営委員会がありますので、これで終了したいと思います。

○田中議員 ちょっと確認させてください。さっきのちょっとよく分からなかったです。重要案件抽出の協議についてというのは、最終的にどういうふうな流れになったんでしょうね。ちょっと分からなかつたんですけど。

○嘉喜山副議長 それを、それをするかどうかについて、全協を開いて、再度全員で協議するということです。だから、日程的には11月中旬に全協があると考えてください。

○田中議員 分かりました。はい、大丈夫です。

○嘉喜山副議長 以上です。長時間にわたりましてありがとうございました。

これをもちまして全員協議会を終了いたします。

議長

副議長